

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	126 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	118 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 55 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から 63 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 11 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月まで

申立期間①について、私は、成人になったので、いつ頃か覚えていないが老後に安定した生活ができるようにと思い A 市役所で国民年金に加入した。加入時に、遡って保険料を納付した記憶がある。

申立期間②について、昭和 61 年 7 月に「B 届け」を C 市（現在は、D 市）に提出して許可を受け、同年 8 月に C 市に引っ越し、E を開業し、国民年金保険料を納付していた。納付した国民年金保険料はその年ごとに確定申告をしており、間違い無く納付しているはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、成人になったので、いつ頃か覚えていないが A 市役所で国民年金に加入し、その時に、遡って保険料を納付したとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 55 年 6 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間①は遡って保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間①直後の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人が 5 か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を遡って納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 61 年 8 月頃に A 市から C 市に引っ越したとしている。これについて、申立人が所持している国民年金手帳の住所欄には、昭和 61 年 8 月 11 日に「F 地 C 市 G 地」と住所変更した記載があることから、申立人の住所変更手続は適切に行われていると推認できる。

また、申立期間の国民年金保険料の納付書は上記の住所変更手続により、変更後の住所へ C 市から郵送されたと推認できることから、申立人が納付していたとする申述に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立期間②以降は免除期間以外全て納付済みであり、保険料の納付意識は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年12月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から42年7月まで
② 昭和46年4月から同年12月まで
③ 昭和48年4月から49年3月まで
④ 昭和50年4月から52年12月まで
⑤ 昭和58年10月から同年12月まで
⑥ 昭和60年7月から同年9月まで

申立期間①について、私は、国民年金の加入手続時期や保険料額等についての記憶は、はっきりしていないが、会社を辞めた後、A区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した記憶がある。

申立期間②について、私は、B市役所で保険料を納付し、申立期間③については、B市役所及び近くの郵便局で保険料を納付した。

申立期間④について、私は、昭和50年4月から51年3月まではB市役所で国民年金保険料を納付し、同年4月から52年12月まではC地D市で国民年金保険料を納付した。

申立期間⑤について、私が保管している領収証書によれば、昭和58年10月から同年12月分の納付すべき保険料は1万7,490円であるところ、領収証書に「3万-3310」と記載されており、これはB市役所が預り金3万円に対し釣銭3,310円と記載したものであり、これによると保険料金額は2万6,690円徴収されているので、その差額9,200円を返金してほしい。

申立期間⑥について、申立期間⑤と同様に、昭和60年7月から同年9月の納付すべき保険料は2万200円であるところ、領収証書に

「22,000－80」と記載されており、これはB市役所が預り金2万2,000円に対し釣銭80円と記載したものであり、これによると保険料金額は2万1,920円徴収されているので、その差額の1,720円を返金してほしい。

申立期間①から④までの国民年金保険料が未納となっていることに、申立期間⑤及び⑥は納付した時の釣銭がそれぞれ不足していることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②及び③について、申立人は、B市役所で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和42年8月頃に払い出されたと推認され、申立人が任意加入資格を取得した（昭和42年8月26日）際に払い出されたと推認されることから、申立期間②及び③は保険料を納付できる期間である。

また、申立期間②及び③の前後の期間の保険料はそれぞれ納付済みとなっている上、申立人が9か月及び12か月とそれぞれ短期間である申立期間②及び③の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間①について、申立人は会社を退職した後、国民年金の加入手続をしたが、手続をした時期や納付した保険料額等の記憶は無いとしており、当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記1のとおり、昭和42年8月26日に任意加入被保険者の資格を取得した際に払い出されたと推認され、申立期間①は厚生年金保険被保険者の被扶養者であった申立人は、任意加入被保険者である期間における未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

- 3 申立期間④について、申立人は、当該期間のうち昭和50年4月から51年3月まではB市で保険料を納付し、51年4月から52年12月まではC地D市で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳の控えの住所欄にはC地D市E地に転居手続をしたのは、53年9月26日と記載があり、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）にも、同様に記載されていることが確認できることから、申立人の申述と相違しており、保険料の納付状況が不明である上、上記2のとおり、申

立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

- 4 申立期間⑤及び⑥について、オンライン記録では、当該期間はそれぞれ納付済みと記録されているところ、申立人は、それぞれの期間の国民年金保険料が多く徴収されていると申述している。これについて、年金記録確認第三者委員会は保険料の納付の有無を審議し、納付記録の訂正の可否を判断するところであり、申立人が納付した国民年金保険料の返金の可否に関する判断をすることはできない。
- 5 申立人が、申立期間①及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。
- 6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年12月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から62年3月まで

私は、昭和57年3月に大学を卒業し、父親が経営するA社に入社した時に国民年金の説明を受け、給料から納めるなど手続を聞かされた。全て親に任せきりで領収書等がどうなっているか確認しなかったが、税理士より納付していることを説明された。毎月給料から納付しているにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和61年1月から62年3月までの期間について、申立人は、その母が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から63年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は過年度及び現年度納付により保険料を納付できた期間である。

また、申立人は、その母が国民年金保険料を納付しており、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないとしているものの、国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和63年2月頃に62年4月から63年3月までの国民年金保険料を遡って納付したものと推認されることから、申立期間についてもその母が遡って保険料を納付していたことを否定できない上、申立期間以降に未納は無く、15か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母の保険料は、

国民年金制度の発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達した平成 3 年* 月まで納付済みとなっている。

- 2 申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 60 年 12 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記 1 のとおり 63 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は保険料の納付に直接関与していないとしていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳は、昭和 61 年 4 月以降に使用されている様式のもので、申立人は当該年金手帳以外に別の年金手帳の交付を受けていないとしていることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月から 53 年 6 月まで
② 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 62 年 10 月から平成 17 年 1 月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。私の妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間①から③までの国民年金保険料を納付した。申立期間①から③までの保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 47 年 5 月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間②の保険料は納付できた期間である。

また、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、3 か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①及び③について、申立人は、その妻が国民年金保険料を納付したと主張しているが、その妻は病気のため保険料の納付状況の聴取が困難であり、申立人も保険料の納付に直接関与していないため保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間①及び③は、89 か月及び 208 か月とそれぞれ長期間

であり、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りがあったとは考え難い上、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間③のうち、平成9年1月以降の国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から54年3月まで

私は、53年6月にA所に就職し、同年11月に結婚するまでの間にB区役所で国民年金の加入手続を行い、その時に未納分の保険料をまとめて納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和52年1月から54年3月までの期間について、申立人は、国民年金の加入手続を行った時に国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から54年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は現年度及び過年度納付により保険料を遡って納付できた期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした時にまとめて納付した国民年金保険料の額を国民健康保険税と合算して10万円くらいとしているところ、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる昭和54年3月頃の時点で、納付できる52年1月から54年3月までの保険料の額は合計で6万3,360円であることから、当時の国民健康保険税額は、現在では不明であるものの、申立人の申述は否定できない。

さらに、申立人は、申立期間以降約35年にわたって国民年金保険料は納付済みであり、前納や口座振替で保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、27か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間のうち、昭和49年11月から51年12月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、54年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、特例納付により国民年金保険料を納付した記憶は無いとしている上、昭和49年11月から51年12月までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月
② 平成5年3月

私は、将来年金が受給できないと困るので、いつ頃だったか覚えていないが、国民年金の加入手続をした時に遡って納付できる期間の国民年金保険料をA市役所内のB銀行（申立期間当時は、C銀行）で納付した。その時に2か月分の保険料は、期間が過ぎていて納付できず悔しい思いをしたことを覚えている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした時に遡って納付できる期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成6年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①及び②は過年度納付により保険料を納付できた期間である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後の平成6年4月に、5年4月及び同年7月から6年3月までの国民年金保険料を現年度納付しており、国民年金手帳記号番号が払い出された6年3月頃の時点で、申立期間①及び②の保険料を過年度納付した可能性は否定できない上、申立期間②以降に未納は無く、申立人がそれぞれ1か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から46年5月まで
② 平成10年4月から同年11月まで

私は、時期は分らないがA市役所で国民年金の加入手続をした。保険料は、申立期間①についてはB市C支所（当時）で、申立期間②についてはD市役所で納付した記憶がある。夫の分を含めてきちんと一緒に納めた。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和46年4月及び同年5月については、申立人は、B市C支所でその夫の分を含めて一緒に国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、48年6月頃にその夫と連番で払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間のうち46年4月及び同年5月は保険料を遡って納付できる期間である上、オンライン記録によると保険料を夫婦一緒に納付したとするその夫の当該期間の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人が2か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①のうち昭和37年4月から45年8月までの期間については、オンライン記録によると、未加入期間であり制度上、国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられる。

また、申立期間①のうち昭和45年9月から46年3月までの期間は、

申立人の国民年金手帳記号番号払出日（48年6月頃）からすると、時効により保険料を納付できない期間である。

- 3 申立期間②について、オンライン記録によると、当該期間は未加入期間と考えられ、制度上、国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられる。

また、申立期間②は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年12月から58年9月まで
② 昭和60年4月から同年12月まで

私は、20歳の頃に、A市役所（現在は、B市C区役所）で国民年金の加入手続を行い、納付書により保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、納付書により保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和61年1月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間②は保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が9か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和61年1月頃）からすると、時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間④について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年 8 月 21 日から同年 9 月 11 日まで
② 平成 2 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 平成 8 年 12 月 26 日から 9 年 5 月 1 日まで
④ 平成 9 年 5 月 1 日から 10 年 11 月 11 日まで
⑤ 平成 10 年 11 月 11 日から 11 年 3 月 まで

昭和58年 8 月 21 日頃に株式会社Aに入社後、株式会社B、株式会社C、有限会社Dと社名変更があったが、有限会社Dを平成11年 3 月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②、③及び⑤の記録が確認できないので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

また、申立期間④について、当時の報酬月額と比較して標準報酬月額が低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、オンライン記録によると、申立てに係る有限会社Dにおける厚生年金保険被保険者の標準報酬月額は、平成10年10月 5 日付けで申立人を含む 5 人の標準報酬月額が、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（平成 9 年 5 月 1 日）に遡って訂正されており、申立人の標準報酬月額も、当初認定された 9 年 10 月 1 日及び 10 年 10 月 1 日の定時決定の記録を取り消し、9 年 5 月から 10 年 10 月までは 41 万円から 20 万円に訂正されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の滞納処分票により、当該事業所は申立期間当時に保険料の滞納があったことが確認できる上、複数の元同僚は、「社

会保険事務については社長が直接行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正の結果として記録されている申立人の平成9年5月から10年10月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間①については、申立人は株式会社Aに継続して勤務していたと申し立てているが、雇用保険の記録は無いことから、当該期間の勤務実態について、確認することができない。

また、株式会社Aの事業主及び元同僚から、申立人が厚生年金保険に加入していたこと、及び事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできない上、厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と雇用保険の被保険者資格を取得した日が同日であることが確認できる。

さらに、当時経理を担当していた元同僚は、株式会社Aでは、給与の締め日の10日に合わせて、社会保険は11日から加入させる慣習であった旨の供述をしている。

- 3 申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が株式会社Cに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、株式会社Bは、平成2年10月1日に適用事業所ではなくなっている上、株式会社Cは、同年11月1日に適用事業所となっていることが確認でき、両事業所は、申立期間②には厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、株式会社Bの当時の事業主及び株式会社Cの複数の元同僚に照会したが、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入していたこと、及び事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、株式会社Bは、資格喪失の手続（平成2年10月5日）と同日に申立人の健康保険被保険者証を返還していることが確認できる。

なお、株式会社Cの事業主は既に故人となっており、照会することはできなかった。

- 4 申立期間③については、雇用保険の記録により、申立人が有限会社Dに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、株式会社Cは、平成8年12月

26日に適用事業所ではなくなっている上、有限会社Dは、9年5月1日に適用事業所となっていることが確認でき、両事業所は、申立期間③には厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、複数の元同僚に照会したが、申立人が厚生年金保険に加入していたこと、及び事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、複数の元同僚は、申立人と同様に申立期間③について厚生年金保険への加入記録は確認できないものの、当該期間について国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

加えて、株式会社Cでは、資格喪失の手続（平成8年12月27日）と同日に申立人の健康保険被保険者証を返還していることが確認できる。

なお、有限会社Dの事業主は既に故人となっており、照会することはできなかった。

- 5 申立期間⑤については、雇用保険の記録により、申立人が有限会社Dに、申立期間⑤のうち平成11年2月24日まで継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、有限会社Dは、平成10年11月11日に適用事業所ではなくなったことが確認でき、申立期間⑤には厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、複数の元同僚に照会したが、申立期間⑤に申立人が厚生年金保険に加入していたこと、及び事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、複数の元同僚は、申立人と同様に申立期間⑤について厚生年金保険への加入記録は確認できないものの、当該期間について国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

加えて、有限会社Dでは、資格喪失の手続（平成10年11月25日）と同日に申立人の健康保険被保険者証を返還していることが確認できる。

- 6 このほか、申立人の申立期間①、②、③及び⑤における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の当該申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案6521（事案5921の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間⑤について、事業主は、申立人が昭和25年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、かつ、26年6月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係るA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年4月から26年5月までは6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年4月22日から17年6月1日まで
② 昭和18年4月22日から20年10月1日まで
③ 昭和21年11月1日から24年1月15日まで
④ 昭和25年9月1日から27年10月1日まで
⑤ 昭和25年4月1日から26年6月1日まで
⑥ 昭和36年8月1日から同年9月1日まで

前回、B株式会社C支店の厚生年金保険の被保険者期間が、昭和21年6月20日から同年7月25日までと記録されているが、同社には20年8月25日から勤務していたはずであるとして、年金記録確認第三者委員会に調査の申立てをしたが、記録の訂正は必要がないという回答を既に受け取っている。

今回は、申立期間①及び前回の申立期間と一部重複している申立期間②が、昭和16年4月22日から20年9月30日まで勤務した株式会社DのE工場（現在は、株式会社F）での被保険者期間の中から欠落している。

次に、申立期間③及び④が、昭和21年11月1日から27年9月30日まで勤務した株式会社G（現在は、H株式会社）での被保険者期間の中から欠落している。

また、申立期間⑤が、株式会社Gに勤務しながら、昭和25年4月1日から26年5月31日までA株式会社で勤務したが、この期間が、被保険者

期間として記録されていない。

最後は、申立期間⑥が、給与証明書があるのに株式会社 I（現在は、J 株式会社）での被保険者期間の中から欠落している。

これらの各申立期間について、被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑤について、申立人は、「株式会社 G で勤務していた時、同社の K 業務の経験を生かして、A 株式会社でも勤務した。」と申述し、複数の元同僚の氏名を列挙しているところ、A 株式会社に係る商業登記簿謄本及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が列挙した元同僚全員の氏名について確認することができる上、申立人の具体的な申述内容と前記登記簿謄本の記載内容が一致していることから、申立人が当該期間において、同社に勤務していたと推認できる。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（紙台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録において、厚生年金保険の記号及び番号の記載は無いものの、健康保険番号の記載があり、申立人の氏名と同姓同名で、生年月日も同じ記録が確認でき、当該記録では昭和 25 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、26 年 6 月 1 日に喪失したことが認められる。

さらに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所は昭和 25 年 4 月 1 日付けで健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

加えて、当該名簿における同事業所において、健康保険のみに加入する者と健康保険及び厚生年金保険に加入する者の混在について、管轄の年金事務所に確認したところ、「申立てに係る事業所が、健康保険のみの加入事業所であったとは確認できない。また、申立人が健康保険のみに加入していたと断定できない。」と回答していることを踏まえると、同一事業所において、健康保険のみに加入する者と健康保険及び厚生年金保険に加入する者が混在することは制度上予定されていないことから、申立人は、同社において健康保険のみに加入していたのではなく、厚生年金保険にも加入していたと考えるのが自然であることから、上述の被保険者名簿及び被保険者台帳の双方とも、申立人の「厚生年金保険の記号及び番号」欄が空欄のままになっていることは、社会保険事務所における申立人の年金記録管理が適切に行われていなかったものと認められ、当該記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、かつ、26 年 6 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上述の被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、昭和25年4月から26年5月までを6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、申立人は、株式会社DのE工場に係る適用事業所名簿によると、当該事業所が昭和17年1月1日付けで労働者年金保険法（現在は、厚生年金保険法）の適用事業所になった日に、同日付けで被保険者資格を取得した後、18年4月22日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、昭和17年1月1日に施行された労働者年金保険法の被保険者期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の同年6月1日以降の期間であることから、申立人の、申立期間①については、被保険者期間とはなり得ない期間であり、労働者年金保険の被保険者として認めることはできない。

- 3 申立期間②について、当該期間のうち、昭和20年8月25日から同年10月1日までの期間については、申立人の雇用期間及び厚生年金保険の被保険者期間について確認できる関連資料が無いこと、元同僚から入社当初は仮採用の時期があり厚生年金保険に加入していない旨の供述があったこと、及び厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿からは遡及訂正等の不合理的な処理の形跡は見当たらないなどの理由から、申立人の厚生年金保険被保険者期間として認めることはできないとして、既に委員会の決定に基づき、平成23年8月3日付け年金記録の訂正は必要では無いとする通知が行われている。

今回申立人は、前回の申立てに係る申立期間と一部の期間が重複している期間について、「戦時中、株式会社DのE工場に勤めていたが、人事課に配置換えになった後に召集された。終戦後に召集解除になって、同社に挨拶に行ったとき退職した。」と申述し、申立期間②について、株式会社DのE工場を辞めていなかったため、同社に係る被保険者であったことを認めてほしい旨の再申立てをしている。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和18年4月22日から19年10月1日までの期間については、株式会社DのE工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、被保険者資格を18年4月22日付けで喪失していることが確認できるが、当時は、工場や炭坑で働く男性の肉体労働者のみを適用対象とした労働者年金保険法が適用されていた期間であり、事務系職員は被保険者資格の要件を欠いていたところ、申立人が、「E工場勤務しているとき、人事課に異動した。」と申述していることから、申立人は、同日付けで同法に基づく被保険者資格を喪失し

たと認められる上、当該期間は、法律改正により19年10月1日から拡大適用された厚生年金保険の被保険者となり得ない期間であったと認められる。

申立期間②のうち、昭和19年10月1日から20年10月1日までの期間については、申立人に係るL地の軍歴確認書により、18年9月20日から20年9月6日までの間、M軍に召集されていたことが確認できるものの、株式会社Fが、「申立人が人事課に勤務していたか否かについては、当時の株式会社DのE工場における人事資料が保存されていないため確認できない。なお、当時E工場には総務部庶務課は存在したが、人事課は無かった。」としていることから、19年10月1日から20年10月1日までの期間について、申立人の同工場における在籍事実を確認することができない。

- 4 申立期間③及び④について、申立人は、「株式会社Gの社長が、妻の実家によく遊びに来ていたことから同社に勤めるようになった。」とした上で、「同社が初めてN地に営業所を作った時、初代の営業所長になった。その後はO部長になっており、長い期間勤務していた。」と申述しているところ、H株式会社では、「申立人の申立期間当時には、株式会社GのN営業所が存在し、O部長という役職もあった。」と回答している。

しかしながら、H株式会社では、「株式会社Gの人事記録等が保存されていないので、申立人が営業所長やO部長であったか否か確認することができない。厚生年金保険料の控除についても、確認できない。」と回答している。

また、申立人が元同僚として列挙した者及び株式会社Gに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間③及び④当時に当該事業所の被保険者であったと認められる元同僚に対し、当該期間における申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について照会したが、控除の事実について確認することができなかつた上、申立人も厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無い。

- 5 申立期間⑥について、J株式会社の給与証明書から、申立人が、当該申立期間において株式会社Iに勤務していたことが認められる。

しかしながら、J株式会社では、「株式会社Iの人事資料等は保存されていない。申立人の就職日と厚生年金保険被保険者資格取得日が1か月違っている理由は分からない。資格取得前に厚生年金保険料を控除したか否か不明。」と回答しており、申立人と被保険者資格取得日が同じ複数の元同僚も「入社日と資格取得日が違っていたか否か分からない。

厚生年金保険料の控除については覚えていない。」と供述している上、申立人も厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無い。

6 このほか、申立人の申立期間②、③、④及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③、④及び⑥に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成3年4月1日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成2年8月及び同年9月は14万2,000円、同年10月から3年3月までは17万円とすることが妥当である。

申立人の株式会社Bにおける申立期間③に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年10月8日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間②、④及び⑥の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Bにおける申立期間②の資格取得日に係る記録を平成3年4月1日、同資格喪失日に係る記録を同年5月1日に、申立期間④の資格喪失日に係る記録を4年11月1日に、及び申立期間⑥の資格取得日に係る記録を5年3月1日、同資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を14万2,000円、申立期間④に係る標準報酬月額の記録を22万円、申立期間⑥に係る標準報酬月額の記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②、④及び⑥の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月31日から3年4月1日まで
② 平成3年4月1日から同年5月1日まで
③ 平成4年3月31日から同年10月8日まで
④ 平成4年10月8日から同年11月1日まで

⑤ 平成4年11月1日から5年3月1日まで

⑥ 平成5年3月1日から同年4月1日まで

平成元年4月に株式会社Aに入社してから、会社の社名変更は何度かあったが、会社を辞めておらず、6年1月まで継続して勤務していた。会社は、3年2月までは株式会社A、同年3月から5年4月までは株式会社B、同年5月からは株式会社Cの会社名となっているが、所在地は同じであった。給与明細書があるので、厚生年金保険料を支払っていたのに厚生年金保険の記録が無い部分について、調査の上、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された平成2年7月分から5年5月分までの給与明細書及び申立人の雇用保険記録によると、申立人が、3年3月31日まで株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成2年8月31日と記録されているところ、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった3年2月1日より後の同年4月8日付けで、2年10月の定時決定による申立人の標準報酬月額記録17万円を取り消した上で、遡及して行われていることが確認できる。

また、法人登記簿謄本によると、株式会社Aは、事業所が適用事業所ではなくなった日（平成3年2月1日）以後も株式会社として存続していることが確認できる上、複数の元同僚が、同日以後も同社に継続勤務していた旨を供述しており、同社は同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）が同日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成3年4月8日付け資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である同年4月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Aにおける平成元年10月のオンライン記録及び取り消された2年10月定時決定の記録から、同年8月及び同年9月は14万2,000円、同年10月から3年3月までは17万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間③について、申立人から提出された給与明細書及び申立人の

雇用保険記録により、申立人が、平成5年4月30日まで株式会社Bに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成4年3月31日と記録されているところ、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年3月31日より後の同年10月8日付けで、同年10月の定時決定による申立人の標準報酬月額26万円の記録を取り消した上で、遡及して行われていることが確認できる。

また、法人登記簿謄本によると、株式会社Bは、事業所が適用事業所ではなくなった日以後も株式会社として存続していることが確認できる上、複数の元同僚が、同日以後も同社に継続勤務していた旨を供述しており、同社は同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が同日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを、総合的に判断すると、申立人の平成4年10月8日付け資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、社会保険事務所が申立人の資格喪失処理を行った同年10月8日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Bにおける平成3年10月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

3 申立期間②、④及び⑥について、申立人から提出された給与明細書及び申立人の雇用保険記録により、申立人は、当該期間において株式会社Bに勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により株式会社Bは、平成3年6月1日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間②、④及び⑥において、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないが、申立人の当該期間に係る給与明細書によると、申立人は、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、法人登記簿謄本によると、株式会社Bは、会社設立が平成3年3月6日で、5年4月30日以後も株式会社として存続しており、複数の同僚が、「平成3年4月1日付けで、株式会社Aの事業主が別に設立した株式会社Bに移籍し、以後同社に継続して勤務しており、移籍後の勤務内容及び給与形態等は移籍前と変化は無く、移籍月も厚生年金保険料を給与から控除されていたのは間違いない。」と供述しているとともに、当該複数の元同僚の申立期間②、④及び⑥の雇用保険の被保険者記録が確認できることから、同社は、当該申立期間において適用事業所

の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②、④及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②、④及び⑥に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から判断すると、申立期間②を 14 万 2,000 円、申立期間④を 22 万円、申立期間⑥を 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は平成 4 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主から照会に対する回答が無いため、当時の状況について確認することができないが、上記のとおり、申立期間②、④及び⑥において、同社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間⑤について、申立人から提出された給与明細書及び申立人の雇用保険記録により、申立人は、当該期間において株式会社 B に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人の申立期間⑤に係る給与明細書によると、申立人は、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できるとともに、元同僚から提出された給与明細書においても、当該同僚が申立期間⑤に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることを踏まえると、事業主は、当該期間の保険料を控除していないと認められる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成3年4月1日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成2年8月及び同年9月は20万円、同年10月から3年3月までは24万円とすることが妥当である。

申立人の株式会社Bにおける申立期間③に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年10月8日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間②、④及び⑥の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Bにおける申立期間②の資格取得日に係る記録を平成3年4月1日、同資格喪失日に係る記録を同年5月1日に、申立期間④の資格喪失日に係る記録を4年11月1日に、及び、申立期間⑥の資格取得日に係る記録を5年3月1日、同資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間②及び④に係る標準報酬月額の記録を20万円、申立期間⑥に係る標準報酬月額の記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②、④及び⑥の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月31日から3年4月1日まで
② 平成3年4月1日から同年5月1日まで
③ 平成4年3月31日から同年10月8日まで
④ 平成4年10月8日から同年11月1日まで
⑤ 平成4年11月1日から5年3月1日まで

⑥ 平成5年3月1日から同年4月1日まで

平成元年4月に株式会社Aに入社してから、会社の社名変更は何度かあったが、会社を辞めておらず、平成6年1月まで継続して勤務していた。会社は、平成3年2月までは株式会社A、同年3月から5年4月までは株式会社B、同年5月からは株式会社Cの会社名となっているが、所在地は同じであった。同僚であった妻の給与明細書があるので、厚生年金保険料を支払っていたのに厚生年金保険の記録が無い部分について、調査の上、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の雇用保険記録により、申立人が、平成元年6月1日から3年3月31日まで株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成2年8月31日と記録されているところ、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった3年2月1日より後の同年4月8日付けで、2年10月の定時決定による申立人の標準報酬月額記録24万円を取り消した上で、遡及して行われていることが確認できる。

また、法人登記簿謄本によると、株式会社Aは、事業所が適用事業所ではなくなった日（平成3年2月1日）以後も株式会社として存続していることが確認できる上、複数の元同僚が、同日以後も同社に継続勤務していた旨を供述しており、同社は同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）が同日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成3年4月8日付け資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である平成3年4月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Aにおける平成元年10月のオンライン記録及び取り消された2年10月の定時決定の記録から、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月から3年3月までは24万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間③について、申立人の雇用保険記録により、申立人が、平成5年4月30日まで株式会社Bに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成4年3月31日と記録されているところ、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年3月31日より後の同年10月8日付けで、同年10月の定時決定による申立人の標準報酬月額20万円の記録を取り消した上で、遡及して行われていることが確認できる。

また、法人登記簿謄本によると、株式会社Bは、事業所が適用事業所ではなくなった日以後も株式会社として存続していることが確認できる上、複数の元同僚が、同日以後も同社に継続勤務していた旨を供述しており、同社は同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が同日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを、総合的に判断すると、申立人の平成4年10月8日付け資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、社会保険事務所が申立人の資格喪失処理を行った平成4年10月8日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Bにおける平成3年10月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

3 申立期間②、④及び⑥について、申立人の雇用保険記録により、申立人は、当該期間において株式会社Bに勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により株式会社Bは、平成3年6月1日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間②、④及び⑥において、厚生年金保険の適用事業所には該当していないが、同僚であった申立人の妻の当該期間に係る給与明細書によると、申立人の妻は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、法人登記簿謄本によると、株式会社Bは、会社設立が平成3年3月6日で、5年4月30日以後も株式会社として存続しており、複数の元同僚が、「平成3年4月1日付けで、株式会社Aの事業主が別に設立した株式会社Bに移籍し、以後同社に継続して勤務しており、移籍後の勤務内容及び給与形態等は移籍前と変化は無く、移籍月も厚生年金保険料を給与から控除されていたのは間違いない。」と供述しているとともに、当該複数の元同僚の申立期間②、④及び⑥の雇用保険の被保険者記録が確認できることから、同社は、当該申立期間において適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②、④及び⑥に係

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②、④及び⑥に係る標準報酬月額については、申立人の妻から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及びオンライン記録の標準報酬月額から判断すると、申立期間②及び④を20万円、申立期間⑥を22万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主から照会に対する回答が無いため、当時の状況について確認することができないが、上記のとおり、申立期間②、④及び⑥において、同社は適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間⑤について、申立人の雇用保険記録により、申立人は、当該期間において株式会社Bに勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人の妻の申立期間⑤に係る給与明細書によると、申立人の妻は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できるとともに、元同僚から提出された給与明細書においても、当該同僚は、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることを踏まえると、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を控除していないと認められる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 16 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（16 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 14 万 2,000 円から 16 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（16 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14 万 2,000 円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 13 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 13 万 4,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 13 万 4,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（13 万 4,000 円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 19 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から同年 10 月 16 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 16 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 19 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 9 月から 21 年 1 月までは 18 万円、同年 2 月は 17 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 15 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（15万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月から21年1月までは18万円、同年2月は17万円、同年3月及び同年4月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 11 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 11 万 8,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 11 万 8,000 円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11 万 8,000 円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 22 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 30 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 30 万円から 32 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（30 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 26 万円から 32 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 22 万円から 28 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 22 万円から 28 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 19 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 12 万 6,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 12 万 6,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 12 万 6,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（12 万 6,000 円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 38 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 36 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 36 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 36 万円から 38 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（38 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（36 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 38 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 34 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 34 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 34 万円から 38 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（38 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（34 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 16 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 14 万 2,000 円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14 万 2,000 円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 17 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 22 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成20年4月から同年8月までは16万円、同年9月から21年4月までは19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は20年4月から同年8月までは訂正前の14万2,000円、同年9月から21年4月までは訂正前の18万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20年4月から同年8月までは16万円、同年9月から21年4月までは19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を20年4月から同年8月までは16万円、同年9月から21年4月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月1日から21年5月1日まで

A株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成20年4月から同年8月までは当初14万2,000円、同年9月から21年4月までは当初18万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴

収権が時効により消滅した後の23年5月30日に20年4月から同年8月までは14万2,000円から16万円、同年9月から21年4月までは18万円から19万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20年4月から同年8月までは16万円、同年9月から21年4月までは19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20年4月から同年8月までは14万2,000円、同年9月から21年4月までは18万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20年4月から同年8月までは16万円、同年9月から21年4月までは19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成20年12月から21年3月までは16万円、同年4月は18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の14万2,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20年12月から21年3月までは16万円、同年4月は18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を20年12月から21年3月までは16万円、同年4月は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月1日から21年5月1日まで

A株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初14万2,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年5月30日に20年12月から21年3月までは14万2,000円から16万円、同年4月は14万2,000円から18万円

に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 年 12 月から 21 年 3 月までは 16 万円、同年 4 月は 18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14 万 2,000 円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 年 12 月から 21 年 3 月までは 16 万円、同年 4 月は 18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 15 万円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 17 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 15 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 10 月 1 日から 21 年 2 月 11 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 15 万円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 14 万 2,000 円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14 万 2,000 円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 24 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 11 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 16 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 20 万円とされているが、申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 20 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は申立期間のうち平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 19 万円から 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、平成 21 年 3 月及び同年 4 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 21 年 3 月及び同年 4 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 21 年 2 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 15 万円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで及び 21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 10 月 1 日から 21 年 3 月 16 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 16 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年12月1日まで及び21年1月1日から同年2月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、平成20年10月、同年11月及び21年1月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月、同年11月及び21年1月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年12月及び21年2月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 34 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 30 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 30 万円から 34 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（34 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（30 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 14 万 2,000 円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14 万 2,000 円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 1 日から同年 8 月 16 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 15 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は申立期間のうち平成 21 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 21 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、平成 21 年 2 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 21 年 2 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 21 年 3 月及び同年 4 月の期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から同年 3 月 18 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 15 万円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 18 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月及び同年11月から21年4月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 1 月は 18 万円、同年 2 月は 17 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 16 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 1 月は 18 万円、同年 2 月は 17 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 10 月は 24 万円、21 年 1 月から同年 4 月までは 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 22 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（22万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間及び21年1月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月は24万円、21年1月から同年4月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月及び21年1月から同年4月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月、同年11月及び同年12月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 20 年 1 月から同年 8 月までは 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 20 年 1 月から同年 8 月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 19 年 12 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 18 万円から 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年9月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年4月及び同年6月から同年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年4月及び同年6月から同年8月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年5月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 7 月から同年 10 月までは 18 万円、同年 11 月は 17 万円、同年 12 月は 18 万円、21 年 1 月は 17 万円、同年 3 月は 18 万円、同年 4 月は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 16 万円から 18 万円に訂正された

ところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 20 年 7 月から同年 10 月までは 18 万円、同年 11 月は 17 万円、同年 12 月は 18 万円、21 年 1 月は 17 万円、同年 3 月は 18 万円、同年 4 月は 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 20 年 7 月から 21 年 1 月までの期間及び同年 3 月及び同年 4 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 21 年 2 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 17 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月及び同年11月から21年4月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 20 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 20 万円から 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎

となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、21年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月、同年11月、21年1月及び同年3月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月、同年11月、21年1月及び同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年10月、同年12月、21年2月及び同年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 3 月は 20 万円、同年 4 月は 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 17 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 3 月は 20 万円、同年 4 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 21 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 10 月は 18 万円、21 年 3 月は 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 17 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間及び21年3月1日から同年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月は18万円、21年3月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月及び21年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月、同年11月から21年2月までの期間及び同年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 21 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 18 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間及び21年3月1日から同年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月及び21年3月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月及び21年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月、同年11月から21年2月までの期間及び同年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 3 月及び同年 4 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 21 年 3 月及び同年 4 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 21 年 2 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 19 年 12 月は 16 万円、20 年 1 月は 18 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 17 万円、同年 4 月は 18 万円、同年 5 月は 17 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 18 万円、同年 8 月は 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 14 日に 14 万 2,000 円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額

の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14万2,000円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成19年12月は16万円、20年1月は18万円、同年2月及び同年3月は17万円、同年4月は18万円、同年5月は17万円、同年6月及び同年7月は18万円、同年8月は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 14 万 2,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15 万

円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(14万2,000円)となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から同年11月1日までの期間、21年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月、同年10月、21年1月、同年3月及び同年4月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月、同年10月、21年1月、同年3月及び同年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年11月、同年12月及び21年2月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 10 月及び同年 11 月は 18 万円、同年 12 月は 17 万円、21 年 1 月は 18 万円、同年 2 月は 17 万円、同年 3 月は 18 万円、同年 4 月は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 10 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 16 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月及び同年11月は18万円、同年12月は17万円、21年1月は18万円、同年2月は17万円、同年3月は18万円、同年4月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 1 月は 20 万円、同年 2 月は 22 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 20 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 22 万円、同年 7 月は 20 万円、同年 8 月は 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 19 万円から 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（19万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年1月は20万円、同年2月は22万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月は20万円、同年8月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 14 万 2,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14 万 2,000 円）とな

っている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から同年11月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月及び同年10月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月及び同年10月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年11月から21年4月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 19 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月及び同年11月から21年4月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 21 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 19 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 21 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 3 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 21 年 3 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 20 年 9 月から 21 年 2 月までの期間及び同年 4 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 20 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び 21 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 11 月及び 21 年 1 月は 22 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 11 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 20 万円から 24 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎

となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年11月1日から同年12月1日までの期間及び21年1月1日から同年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年11月及び21年1月は22万円、同年2月及び同年3月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年11月及び21年1月から同年3月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年12月及び21年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 13 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 2 月及び同年 3 月は 15 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 13 万 4,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 13 万 4,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額

の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（13万4,000円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年2月1日から同年4月1日までの期間及び同年6月1日から同年9月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年2月及び同年3月は15万円、同年6月から同年8月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年2月、同年3月及び同年6月から同年8月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年4月及び同年5月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 12 万 6,000 円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 10 月は 13 万 4,000 円、21 年 1 月から同年 3 月までは 15 万円、同年 4 月は 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 12 万 6,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 12 万 6,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額

の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（12万6,000円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間及び21年1月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月は13万4,000円、21年1月から同年3月までは15万円、同年4月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月及び21年1月から同年4月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月、同年11月及び同年12月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 16 万円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から21年1月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月、同年12月及び21年3月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月、同年12月及び21年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年10月、同年11月、21年1月、同年2月及び同年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 21 年 1 月 1 日から同年 2 月 22 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 2 月 22 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 19 万円から 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成21年1月1日から同年2月22日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成21年1月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成21年1月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年12月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 21 年 3 月 1 日から同年 4 月 16 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 4 月 16 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 19 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（19万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間及び21年3月1日から同年4月16日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月及び21年3月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月及び21年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月及び同年11月から21年2月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 34 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 32 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 32 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 32 万円から 34 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（34 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（32万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から同年11月1日までの期間及び21年2月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月、同年10月及び21年2月から同年4月までの期間は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月、同年10月及び21年2月から同年4月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年11月から21年1月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 12 万 6,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 9 月は 19 万円、同年 10 月は 18 万円、同年 11 月は 16 万円、同年 12 月は 14 万 2,000 円、21 年 1 月は 15 万円、同年 2 月は 18 万円、同年 3 月は 19 万円、同年 4 月は 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 12 万 6,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 12 万 6,000 円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額

の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（12万6,000円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月は19万円、同年10月は18万円、同年11月は16万円、同年12月は14万2,000円、21年1月は15万円、同年2月は18万円、同年3月は19万円、同年4月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、申立期間①については15万円、申立期間②については20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、申立期間①については訂正前の13万4,000円、申立期間②については訂正前の18万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち平成19年7月1日から同年12月1日までの期間、20年1月1日から同年9月1日までの期間及び申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を申立期間①のうち19年7月から同年11月までの期間及び20年1月から同年8月までの期間は15万円、申立期間②は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月1日から20年9月1日まで
② 平成21年3月1日から同年5月1日まで

A株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、申立期間①について

は当初 13 万 4,000 円、申立期間②については当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に申立期間①については 13 万 4,000 円から 15 万円に、申立期間②については 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（申立期間①については 15 万円、申立期間②については 20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（申立期間①については 13 万 4,000 円、申立期間②については 18 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間①のうち平成 19 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び申立期間②について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、申立期間①のうち平成 19 年 7 月から同年 11 月までの期間及び 20 年 1 月から同年 8 月までの期間は 15 万円、申立期間②は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間①のうち平成 19 年 7 月から同年 11 月までの期間、20 年 1 月から同年 8 月までの期間及び申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成 19 年 12 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 44 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 38 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 9 月から同年 12 月までは 44 万円、21 年 1 月は 41 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 38 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 38 万円から 44 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（44 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（38万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月から同年12月までは44万円、21年1月は41万円、同年2月から同年4月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 44 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 38 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 7 月は 41 万円、同年 8 月及び同年 10 月は 44 万円、同年 11 月は 41 万円、同年 12 月は 44 万円、21 年 1 月及び同年 3 月は 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 38 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 38 万円から 44 万円に訂正された

ところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正後の標準報酬月額（44 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（38 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 20 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 20 年 7 月は 41 万円、同年 8 月及び同年 10 月は 44 万円、同年 11 月は 41 万円、同年 12 月は 44 万円、21 年 1 月及び同年 3 月は 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 20 年 7 月、同年 8 月、同年 10 月から 21 年 1 月までの期間及び同年 3 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 20 年 9 月、21 年 2 月及び同年 4 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 13 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 2 月は 14 万 2,000 円、同年 3 月及び同年 4 月は 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 13 万 4,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 13 万 4,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（13 万 4,000 円）とな

っている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 2 月は 14 万 2,000 円、同年 3 月及び同年 4 月は 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 13 万 4,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 11 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 2 月は 12 万 6,000 円、同年 3 月及び同年 4 月は 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 11 万 8,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 11 万 8,000 円から 13 万 4,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（13 万 4,000 円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11 万

8,000円) となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成21年2月は12万6,000円、同年3月及び同年4月は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 16 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 1 月は 16 万円、同年 2 月は 15 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 16 万円、同年 5 月は 15 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 14 万 2,000 円から 16 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（16 万

円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(14万2,000円)となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年1月は16万円、同年2月は15万円、同年3月及び同年4月は16万円、同年5月は15万円、同年6月から同年8月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 13 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 2 月は 15 万円、同年 3 月は 14 万 2,000 円、同年 4 月は 15 万円、同年 8 月は 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 13 万 4,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 13 万 4,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額

の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（13万4,000円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年2月1日から同年5月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年2月は15万円、同年3月は14万2,000円、同年4月は15万円、同年8月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年2月から同年4月までの期間及び同年8月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年5月から同年7月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成20年5月から同年8月までは17万円、同年9月から21年4月までは19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は20年5月から同年8月までは訂正前の14万2,000円、同年9月から21年4月までは訂正前の18万円とされているが、申立人は、申立期間のうち20年5月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から21年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を20年5月から同年8月までの期間は17万円、同年10月から21年4月までの期間は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成20年5月から同年8月までは当初14万2,000円、同年9月から21年

4月までは当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 5 月 30 日に 20 年 5 月から同年 8 月までは 14 万 2,000 円から 17 万円、同年 9 月から 21 年 4 月までは 18 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 年 5 月から同年 8 月までは 17 万円、同年 9 月から 21 年 4 月までは 19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20 年 5 月から同年 8 月までは 14 万 2,000 円、同年 9 月から 21 年 4 月までは 18 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 21 年 5 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 20 年 5 月から同年 8 月までは 17 万円、同年 10 月から 21 年 4 月までは 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 20 年 5 月から同年 8 月までの期間及び同年 10 月から 21 年 4 月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 20 年 9 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 16 万円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年12月1日から21年2月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年12月、21年1月及び同年4月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年12月、21年1月及び同年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月から同年11月までの期間、21年2月及び同年3月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 24 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 24 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（24万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から同年12月1日までの期間、21年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月から同年11月までの期間、21年1月及び同年3月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月から同年11月までの期間、21年1月及び同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年12月、21年2月及び同年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 17 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 20 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 20 年 6 月及び同年 7 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 20 年 6 月及び同年 7 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 20 年 8 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間及び同年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 12 月は 30 万円、21 年 2 月から同年 4 月までは 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 26 万円から 30 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（26万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年12月1日から21年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年12月は30万円、21年2月から同年4月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年12月及び21年2月から同年4月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成21年1月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 12 月は 28 万円、21 年 1 月は 26 万円、同年 2 月は 24 万円、同年 3 月は 26 万円、同年 4 月は 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 22 万円から 28 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（22万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年12月は28万円、21年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 14 万 2,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 13 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 13 万 4,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 13 万 4,000 円から 14 万 2,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、

年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（14万2,000円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（13万4,000円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年11月1日から同年12月1日までの期間、21年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年11月、21年1月、同年3月及び同年4月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年11月、21年1月、同年3月及び同年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月、同年10月、同年12月及び21年2月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 2 月は 20 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 19 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 2 月は 20 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 19 年 12 月は 28 万円、20 年 1 月から同年 5 月までは 30 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 14 日に 26 万円から 30 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（26万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成19年12月は28万円、20年1月から同年5月までは30万円、同年6月から同年8月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 28 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間及び同年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 28 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 28 万円から 30 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（28万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から21年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月から同年12月までの期間及び21年2月から同年4月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月から同年12月までの期間及び21年2月から同年4月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成21年1月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 19 年 12 月は 24 万円、20 年 1 月から同年 6 月までは 26 万円、同年 7 月は 24 万円、同年 8 月は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 14 日に 22 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（22万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成19年12月は24万円、20年1月から同年6月までは26万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 7 月及び同年 8 月は 19 万円、同年 9 月は 17 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 19 万円、同年 12 月は 16 万円、21 年 1 月及び同年 2 月は 17 万円、同年 3 月は 18 万円、同年 4 月は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 15 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎

となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年7月及び同年8月は19万円、同年9月は17万円、同年10月及び同年11月は19万円、同年12月は16万円、21年1月及び同年2月は17万円、同年3月は18万円、同年4月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 9 月から同年 11 月までの期間及び 21 年 1 月は 18 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 17 万円から 19 万円に訂正された

ところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 20 年 9 月から同年 11 月までの期間及び 21 年 1 月は 18 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 20 年 9 月から同年 11 月までの期間、21 年 1 月、同年 3 月及び同年 4 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 20 年 12 月及び 21 年 2 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 21 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 21 年 2 月は 19 万円、同年 4 月は 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成21年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成21年2月は19万円、同年4月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成21年2月及び同年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成21年3月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 2 月は 19 万円、同年 3 月は 20 万円、同年 4 月は 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 2 月は 19 万円、同年 3 月は 20 万円、同年 4 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 12 月及び 21 年 1 月は 19 万円、同年 2 月は 18 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 17 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年12月及び21年1月は19万円、同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 19 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 15 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成19年7月1日から同年10月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成19年7月から同年9月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成19年7月から同年9月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成19年10月1日から20年9月1日までの期間については、上述の賃金台帳において、申立人の申立てどおりの報酬月額が確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額（19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15万円）と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 2 月及び同年 3 月は 20 万円、同年 4 月は 18 万円、同年 5 月は 19 万円、同年 6 月は 18 万円、同年 7 月は 19 万円、同年 8 月は 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 17 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年2月及び同年3月は20万円、同年4月は18万円、同年5月は19万円、同年6月は18万円、同年7月は19万円、同年8月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成19年12月から20年8月までは18万円、同年9月から21年4月までは22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19年12月から20年8月までは15万円、同年9月から21年4月までは20万円とされているが、申立人は、申立期間のうち19年12月1日から21年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を19年12月から20年8月までは18万円、同年9月から21年3月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から21年5月1日まで

A株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成19年12月から20年8月までは15万円、同年9月から21年4月までは20万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が

時効により消滅した後の23年5月30日に19年12月から20年8月までは15万円から18万円に、同年9月から21年4月までは20万円から22万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（平成19年12月から20年8月までは18万円、同年9月から21年4月までは22万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（平成19年12月から20年8月までは15万円、同年9月から21年4月までは20万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成19年12月1日から21年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成19年12月から20年8月までは18万円、同年9月から21年3月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成19年12月から21年3月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成21年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 5 月から同年 7 月までは 18 万円、同年 8 月は 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 14 万 2,000 円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14 万 2,000 円）とな

っている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により平成 20 年 5 月から同年 7 月までは 18 万円、同年 8 月は 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 10 月及び同年 11 月は 20 万円、同年 12 月は 19 万円、21 年 1 月から同年 4 月までは 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 10 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月及び同年11月は20万円、同年12月は19万円、21年1月から同年4月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 21 年 1 月は 19 万円、同年 2 月は 18 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 17 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成21年1月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成21年1月は19万円、同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成21年1月から同年4月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年12月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 1 月及び同年 2 月は 17 万円、同年 3 月は 16 万円、同年 4 月は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 15 万円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 1 月及び同年 2 月は 17 万円、同年 3 月は 16 万円、同年 4 月は 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 3 月及び同年 5 月から同年 7 月までの期間は 24 万円、同年 8 月は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 22 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎

となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年3月1日から同年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年9月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年3月及び同年5月から同年7月までの期間は24万円、同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年3月及び同年5月から同年8月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 1 日から同年 11 月 3 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 19 年 7 月及び同年 8 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 19 年 7 月及び同年 8 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 19 年 9 月及び同年 10 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 3 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 22 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から同年10月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年10月から21年2月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 7 月 16 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 7 月 16 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年2月1日から同年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年7月16日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年2月、同年3月、同年5月及び同年6月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年2月、同年3月、同年5月及び同年6月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 5 月は 18 万円、同年 6 月は 17 万円、同年 7 月は 18 万円、同年 8 月は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 20 年 5 月は 18 万円、同年 6 月は 17 万円、同年 7 月は 18 万円、同年 8 月は 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 9 月から同年 11 月までは 17 万円、同年 12 月は 16 万円、21 年 1 月から同年 4 月までは 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 14 万 2,000 円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万

円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(14万2,000円)となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月から同年11月までは17万円、同年12月は16万円、21年1月から同年4月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 9 月 16 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 3 月は 18 万円、同年 4 月及び同年 8 月は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 16 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年3月1日から同年5月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月16日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年3月は18万円、同年4月及び同年8月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年3月、同年4月及び同年8月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年2月及び同年5月から同年7月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 19 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（19万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から21年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月から21年1月までの期間及び同年3月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月から21年1月までの期間及び同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成21年2月及び同年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 3 月は 26 万円、同年 4 月は 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 22 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 3 月は 26 万円、同年 4 月は 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 18 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年12月1日から21年1月1日までの期間及び同年3月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年12月、21年3月及び同年4月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年12月、21年3月及び同年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月から同年11月までの期間、21年1月及び同年2月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 34 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 28 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 1 月は 30 万円、同年 2 月は 32 万円、同年 3 月、同年 5 月及び同年 6 月は 30 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 28 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 28 万円から 34 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎

となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（34万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（28万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年1月1日から同年4月1日までの期間、同年5月1日から同年9月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年1月から同年3月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 36 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 34 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から 21 年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 34 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 34 万円から 36 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（34 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から21年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月から21年4月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月から21年4月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年12月15日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについて、申立期間④のうち、4年7月31日から同年10月28日までの期間については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年10月28日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

また、申立期間④のうち平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該あっせんによらず、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定に基づき、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額の記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から同年10月1日まで
② 平成3年10月1日から同年11月30日まで
③ 平成3年11月30日から4年6月1日まで
④ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

厚生労働省の記録では、B株式会社に勤務していた平成3年4月から同年10月までの標準報酬月額が相違しており、同年11月30日から4年6月1日までの被保険者期間が欠落している。

また、B株式会社と実態は同一企業であるA株式会社に勤務していた平成4年7月31日から同年12月1日までの被保険者期間が欠落している。

申立期間①及び②の標準報酬月額と申立期間③及び④の被保険者期間

の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、申立人の雇用保険の被保険者記録からB株式会社及びA株式会社の両社において勤務が認められる上、両社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日後に遡って申立人の両社における資格喪失等の処理がなされており、社会保険事務所（当時）がこのような処理を行う合理的な理由が見当たらないこと、及び複数の同僚が申立人と同様に遡及喪失等の処理がなされていることが認められること等を理由として、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成21年12月15日付けで、総務大臣から社会保険庁長官（当時）宛てに年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、申立期間④のうち、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年7月31日）の処理日より後の4年10月28日から同年12月1日までの期間についても、厚生年金保険法に基づくあっせんが適用されていることが判明した。

これらを総合的に判断すると、平成21年12月15日付けのあっせんは、事実関係を誤認したものであり、申立人のA株式会社に係る厚生年金保険の資格喪失日は、当該遡及処理が行われた4年10月28日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た記録から、22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間④のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、雇用保険記録により、申立人は当該期間において、A株式会社に勤務していたと推認できる。

また、当該期間においてA株式会社での在職が確認できる複数の同僚が、「申立人とは、勤務地が違うので詳細については不明であるが、申立期間について社員は勤務形態及び業務内容等に変更は無かった。」と供述している上、複数の同僚が保管していた給与明細書により、当該期間において従前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できることから、申立人についても同様に給与からの厚生年金保険料の控除が継続していたと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届

け出た平成4年10月の定時決定の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A株式会社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後は適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、同社は申立期間④当時、法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①、②及び③については、新たに提出された関連資料等はない。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。
- 2 申立期間②について、申立人のA所における資格喪失日は、平成7年4月14日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年12月から6年10月までを53万円、同年11月から7年3月までを59万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月1日から5年12月31日まで
② 平成5年12月31日から7年4月14日まで

ねんきん定期便によると、A所に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が8万円となっているが、実際に支払われた給与額と相違しているので当該標準報酬月額を訂正してほしい。

また、平成5年12月31日に同事業所における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した記録となっているが、7年4月13日まで継続して勤務していた。被保険者期間が16か月空白となっているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、当初、申立人の標準報酬月額は、53万円と記録されていたところ、A所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年1月15日）の後の同年5月31日付けで、標準報酬月額が3年7月1日に遡って8万円に引き下げられて

おり、申立人のほか 17 人の同僚についても同様に遡及訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、オンライン記録において、当該事業所の事業主として記録されているものの、複数の同僚が、申立人が「B」として挙げる人物が実質的な経営に係る権限を有していたと供述しており、申立人が当該事業所の経営に係る権限を有していたか否かについて、一人の同僚が「Bのワンマン経営だったので無いはず。」と供述し、申立人が社会保険事務に関与していたか否かについて、ほかの一人の同僚が「申立人は関わっていないと思う。」と供述していることから、遡及訂正の手続について申立人の積極的な関与があったと考え難い。

さらに、複数の同僚が、当該事業所において給与の遅配などがあったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正する処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録において、A所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年1月15日）の後の同年5月31日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を5年12月31日とする処理が行われていることが確認でき、申立人のほか14人の同僚についても同様に資格喪失処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所は前述のとおり、平成7年1月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされているが、前述の複数同僚に係る当該喪失処理前の記録から、少なくとも同年5月31日までは厚生年金保険の適用事業所であったと認められる。

さらに、当該事業所に係る一人の同僚が、申立人について、「自分は平成8年8月に退職したが、申立人は平成6年以降も勤務していた。」と供述し、ほかの一人の同僚（平成6年3月16日被保険者資格喪失）が「少なくとも、自分が退職するまでは在籍していた。」と供述している上、C市D区役所は、申立人の国民健康保険資格取得日及び加入理由について、「平成7年4月14日に『社会保険離脱のため』資格取得となっているとしている。」とし、資格取得をする際に退職日等を確認するか否かについて、「退職証明書か社会保険資格喪失証明書で確認しているはずである。」としていることから、申立人は当該資格取得日の前

日である同年4月13日までA所で勤務していたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、平成7年5月31日付けで行われた資格喪失処理は現実に即したものとは考え難く、申立人について資格喪失日を5年12月31日とする合理的な理由は無いことから、当該資格喪失処理は有効な処理であったとは認められない。したがって、申立人の資格喪失日は、退職日と推認される日の翌日である7年4月14日であると認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、遡及訂正前のオンライン記録から、平成5年12月から6年10月までを53万円、同年11月から7年3月までを59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 16 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（16 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 14 万 2,000 円から 16 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（16 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14 万 2,000 円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 13 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 13 万 4,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 13 万 4,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（13 万 4,000 円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 19 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から同年 10 月 16 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 16 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 19 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 9 月から 21 年 1 月までは 18 万円、同年 2 月は 17 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 15 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（15万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月から21年1月までは18万円、同年2月は17万円、同年3月及び同年4月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 11 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 11 万 8,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 11 万 8,000 円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11 万 8,000 円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 22 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 30 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 30 万円から 32 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（30 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 26 万円から 32 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 22 万円から 28 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 22 万円から 28 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 19 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 12 万 6,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 12 万 6,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 12 万 6,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（12 万 6,000 円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 38 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 36 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 36 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 36 万円から 38 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（38 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（36 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 38 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 34 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 34 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 34 万円から 38 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（38 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（34 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 16 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 14 万 2,000 円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14 万 2,000 円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 17 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 22 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成20年4月から同年8月までは16万円、同年9月から21年4月までは19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は20年4月から同年8月までは訂正前の14万2,000円、同年9月から21年4月までは訂正前の18万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20年4月から同年8月までは16万円、同年9月から21年4月までは19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を20年4月から同年8月までは16万円、同年9月から21年4月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月1日から21年5月1日まで

A株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成20年4月から同年8月までは当初14万2,000円、同年9月から21年4月までは当初18万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴

収権が時効により消滅した後の23年5月30日に20年4月から同年8月までは14万2,000円から16万円、同年9月から21年4月までは18万円から19万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20年4月から同年8月までは16万円、同年9月から21年4月までは19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20年4月から同年8月までは14万2,000円、同年9月から21年4月までは18万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20年4月から同年8月までは16万円、同年9月から21年4月までは19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成20年12月から21年3月までは16万円、同年4月は18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の14万2,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20年12月から21年3月までは16万円、同年4月は18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を20年12月から21年3月までは16万円、同年4月は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月1日から21年5月1日まで

A株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初14万2,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年5月30日に20年12月から21年3月までは14万2,000円から16万円、同年4月は14万2,000円から18万円

に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 年 12 月から 21 年 3 月までは 16 万円、同年 4 月は 18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14 万 2,000 円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 年 12 月から 21 年 3 月までは 16 万円、同年 4 月は 18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 15 万円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 17 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 15 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 10 月 1 日から 21 年 2 月 11 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 15 万円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 14 万 2,000 円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14 万 2,000 円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 24 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 11 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 16 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 20 万円とされているが、申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 20 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は申立期間のうち平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 19 万円から 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、平成 21 年 3 月及び同年 4 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 21 年 3 月及び同年 4 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 21 年 2 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 15 万円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで及び 21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 10 月 1 日から 21 年 3 月 16 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 16 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年12月1日まで及び21年1月1日から同年2月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、平成20年10月、同年11月及び21年1月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月、同年11月及び21年1月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年12月及び21年2月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 34 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 30 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 30 万円から 34 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（34 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（30 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 14 万 2,000 円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14 万 2,000 円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 1 日から同年 8 月 16 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 15 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

ついて、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は申立期間のうち平成 21 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 21 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、平成 21 年 2 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 21 年 2 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 21 年 3 月及び同年 4 月の期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から同年 3 月 18 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 15 万円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A 株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間に

について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額により、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 18 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月及び同年11月から21年4月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 1 月は 18 万円、同年 2 月は 17 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 16 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 1 月は 18 万円、同年 2 月は 17 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 10 月は 24 万円、21 年 1 月から同年 4 月までは 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 22 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（22万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間及び21年1月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月は24万円、21年1月から同年4月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月及び21年1月から同年4月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月、同年11月及び同年12月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 20 年 1 月から同年 8 月までは 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 20 年 1 月から同年 8 月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 19 年 12 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 18 万円から 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年9月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年4月及び同年6月から同年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年4月及び同年6月から同年8月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年5月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 7 月から同年 10 月までは 18 万円、同年 11 月は 17 万円、同年 12 月は 18 万円、21 年 1 月は 17 万円、同年 3 月は 18 万円、同年 4 月は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 16 万円から 18 万円に訂正された

ところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 20 年 7 月から同年 10 月までは 18 万円、同年 11 月は 17 万円、同年 12 月は 18 万円、21 年 1 月は 17 万円、同年 3 月は 18 万円、同年 4 月は 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 20 年 7 月から 21 年 1 月までの期間及び同年 3 月及び同年 4 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 21 年 2 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 17 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月及び同年11月から21年4月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 20 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 20 万円から 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎

となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、21年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月、同年11月、21年1月及び同年3月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月、同年11月、21年1月及び同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年10月、同年12月、21年2月及び同年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 3 月は 20 万円、同年 4 月は 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 17 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 3 月は 20 万円、同年 4 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 21 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 10 月は 18 万円、21 年 3 月は 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 17 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間及び21年3月1日から同年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月は18万円、21年3月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月及び21年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月、同年11月から21年2月までの期間及び同年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 21 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 18 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間及び21年3月1日から同年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月及び21年3月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月及び21年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月、同年11月から21年2月までの期間及び同年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 3 月及び同年 4 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 21 年 3 月及び同年 4 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 21 年 2 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 19 年 12 月は 16 万円、20 年 1 月は 18 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 17 万円、同年 4 月は 18 万円、同年 5 月は 17 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 18 万円、同年 8 月は 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 14 日に 14 万 2,000 円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額

の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14万2,000円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成19年12月は16万円、20年1月は18万円、同年2月及び同年3月は17万円、同年4月は18万円、同年5月は17万円、同年6月及び同年7月は18万円、同年8月は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 14 万 2,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15 万

円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(14万2,000円)となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から同年11月1日までの期間、21年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月、同年10月、21年1月、同年3月及び同年4月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月、同年10月、21年1月、同年3月及び同年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年11月、同年12月及び21年2月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 10 月及び同年 11 月は 18 万円、同年 12 月は 17 万円、21 年 1 月は 18 万円、同年 2 月は 17 万円、同年 3 月は 18 万円、同年 4 月は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 10 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 16 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月及び同年11月は18万円、同年12月は17万円、21年1月は18万円、同年2月は17万円、同年3月は18万円、同年4月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 1 月は 20 万円、同年 2 月は 22 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 20 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 22 万円、同年 7 月は 20 万円、同年 8 月は 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 19 万円から 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（19万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年1月は20万円、同年2月は22万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月は20万円、同年8月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 14 万 2,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14 万 2,000 円）とな

っている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から同年11月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月及び同年10月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月及び同年10月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年11月から21年4月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 19 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月及び同年11月から21年4月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 21 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 19 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 21 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 3 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 21 年 3 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 20 年 9 月から 21 年 2 月までの期間及び同年 4 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 20 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び 21 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 11 月及び 21 年 1 月は 22 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 11 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 20 万円から 24 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎

となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年11月1日から同年12月1日までの期間及び21年1月1日から同年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年11月及び21年1月は22万円、同年2月及び同年3月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年11月及び21年1月から同年3月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年12月及び21年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 13 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 2 月及び同年 3 月は 15 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 13 万 4,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 13 万 4,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額

の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（13万4,000円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年2月1日から同年4月1日までの期間及び同年6月1日から同年9月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年2月及び同年3月は15万円、同年6月から同年8月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年2月、同年3月及び同年6月から同年8月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年4月及び同年5月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 12 万 6,000 円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 10 月は 13 万 4,000 円、21 年 1 月から同年 3 月までは 15 万円、同年 4 月は 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 12 万 6,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 12 万 6,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額

の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（12万6,000円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間及び21年1月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月は13万4,000円、21年1月から同年3月までは15万円、同年4月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月及び21年1月から同年4月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月、同年11月及び同年12月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 16 万円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から21年1月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月、同年12月及び21年3月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月、同年12月及び21年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年10月、同年11月、21年1月、同年2月及び同年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 21 年 1 月 1 日から同年 2 月 22 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 2 月 22 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 19 万円から 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成21年1月1日から同年2月22日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成21年1月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成21年1月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年12月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 21 年 3 月 1 日から同年 4 月 16 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 4 月 16 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 19 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（19万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から同年11月1日までの期間及び21年3月1日から同年4月16日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月及び21年3月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月及び21年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月及び同年11月から21年2月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 34 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 32 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 32 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 32 万円から 34 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（34 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（32万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から同年11月1日までの期間及び21年2月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月、同年10月及び21年2月から同年4月までの期間は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月、同年10月及び21年2月から同年4月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年11月から21年1月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 12 万 6,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 9 月は 19 万円、同年 10 月は 18 万円、同年 11 月は 16 万円、同年 12 月は 14 万 2,000 円、21 年 1 月は 15 万円、同年 2 月は 18 万円、同年 3 月は 19 万円、同年 4 月は 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 12 万 6,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 12 万 6,000 円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額

の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（12万6,000円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月は19万円、同年10月は18万円、同年11月は16万円、同年12月は14万2,000円、21年1月は15万円、同年2月は18万円、同年3月は19万円、同年4月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、申立期間①については15万円、申立期間②については20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、申立期間①については訂正前の13万4,000円、申立期間②については訂正前の18万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち平成19年7月1日から同年12月1日までの期間、20年1月1日から同年9月1日までの期間及び申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を申立期間①のうち19年7月から同年11月までの期間及び20年1月から同年8月までの期間は15万円、申立期間②は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月1日から20年9月1日まで
② 平成21年3月1日から同年5月1日まで

A株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、申立期間①について

は当初 13 万 4,000 円、申立期間②については当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に申立期間①については 13 万 4,000 円から 15 万円に、申立期間②については 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（申立期間①については 15 万円、申立期間②については 20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（申立期間①については 13 万 4,000 円、申立期間②については 18 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間①のうち平成 19 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び申立期間②について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、申立期間①のうち平成 19 年 7 月から同年 11 月までの期間及び 20 年 1 月から同年 8 月までの期間は 15 万円、申立期間②は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間①のうち平成 19 年 7 月から同年 11 月までの期間、20 年 1 月から同年 8 月までの期間及び申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成 19 年 12 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 44 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 38 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 9 月から同年 12 月までは 44 万円、21 年 1 月は 41 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 38 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 38 万円から 44 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（44 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（38万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月から同年12月までは44万円、21年1月は41万円、同年2月から同年4月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 44 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 38 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 7 月は 41 万円、同年 8 月及び同年 10 月は 44 万円、同年 11 月は 41 万円、同年 12 月は 44 万円、21 年 1 月及び同年 3 月は 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 38 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 38 万円から 44 万円に訂正された

ところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（44 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（38 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 20 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 20 年 7 月は 41 万円、同年 8 月及び同年 10 月は 44 万円、同年 11 月は 41 万円、同年 12 月は 44 万円、21 年 1 月及び同年 3 月は 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 20 年 7 月、同年 8 月、同年 10 月から 21 年 1 月までの期間及び同年 3 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 20 年 9 月、21 年 2 月及び同年 4 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 13 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 2 月は 14 万 2,000 円、同年 3 月及び同年 4 月は 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 13 万 4,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 13 万 4,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（13 万 4,000 円）とな

っている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 2 月は 14 万 2,000 円、同年 3 月及び同年 4 月は 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 13 万 4,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 11 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 2 月は 12 万 6,000 円、同年 3 月及び同年 4 月は 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 11 万 8,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 11 万 8,000 円から 13 万 4,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（13 万 4,000 円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11 万

8,000円)となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成21年2月は12万6,000円、同年3月及び同年4月は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 16 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 1 月は 16 万円、同年 2 月は 15 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 16 万円、同年 5 月は 15 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 14 万 2,000 円から 16 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（16 万

円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(14万2,000円)となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年1月は16万円、同年2月は15万円、同年3月及び同年4月は16万円、同年5月は15万円、同年6月から同年8月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 13 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 2 月は 15 万円、同年 3 月は 14 万 2,000 円、同年 4 月は 15 万円、同年 8 月は 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 13 万 4,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 13 万 4,000 円から 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額

の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（15万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（13万4,000円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年2月1日から同年5月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年2月は15万円、同年3月は14万2,000円、同年4月は15万円、同年8月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年2月から同年4月までの期間及び同年8月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年5月から同年7月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成20年5月から同年8月までは17万円、同年9月から21年4月までは19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は20年5月から同年8月までは訂正前の14万2,000円、同年9月から21年4月までは訂正前の18万円とされているが、申立人は、申立期間のうち20年5月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から21年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を20年5月から同年8月までの期間は17万円、同年10月から21年4月までの期間は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成20年5月から同年8月までは当初14万2,000円、同年9月から21年

4月までは当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 5 月 30 日に 20 年 5 月から同年 8 月までは 14 万 2,000 円から 17 万円、同年 9 月から 21 年 4 月までは 18 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 年 5 月から同年 8 月までは 17 万円、同年 9 月から 21 年 4 月までは 19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20 年 5 月から同年 8 月までは 14 万 2,000 円、同年 9 月から 21 年 4 月までは 18 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 21 年 5 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 20 年 5 月から同年 8 月までは 17 万円、同年 10 月から 21 年 4 月までは 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 20 年 5 月から同年 8 月までの期間及び同年 10 月から 21 年 4 月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 20 年 9 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 16 万円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年12月1日から21年2月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年12月、21年1月及び同年4月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年12月、21年1月及び同年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月から同年11月までの期間、21年2月及び同年3月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 24 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 24 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（24万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から同年12月1日までの期間、21年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月から同年11月までの期間、21年1月及び同年3月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月から同年11月までの期間、21年1月及び同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年12月、21年2月及び同年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 17 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 20 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 20 年 6 月及び同年 7 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 20 年 6 月及び同年 7 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 20 年 8 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間及び同年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 12 月は 30 万円、21 年 2 月から同年 4 月までは 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 26 万円から 30 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（26万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年12月1日から21年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年12月は30万円、21年2月から同年4月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年12月及び21年2月から同年4月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成21年1月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 12 月は 28 万円、21 年 1 月は 26 万円、同年 2 月は 24 万円、同年 3 月は 26 万円、同年 4 月は 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 22 万円から 28 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（22万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年12月は28万円、21年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 14 万 2,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 13 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 13 万 4,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 13 万 4,000 円から 14 万 2,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、

年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（14万2,000円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（13万4,000円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年11月1日から同年12月1日までの期間、21年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年11月、21年1月、同年3月及び同年4月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年11月、21年1月、同年3月及び同年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月、同年10月、同年12月及び21年2月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 2 月は 20 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 19 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 2 月は 20 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 19 年 12 月は 28 万円、20 年 1 月から同年 5 月までは 30 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 14 日に 26 万円から 30 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（26万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成19年12月は28万円、20年1月から同年5月までは30万円、同年6月から同年8月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 28 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間及び同年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 28 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 28 万円から 30 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（28万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から21年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月から同年12月までの期間及び21年2月から同年4月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月から同年12月までの期間及び21年2月から同年4月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成21年1月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 19 年 12 月は 24 万円、20 年 1 月から同年 6 月までは 26 万円、同年 7 月は 24 万円、同年 8 月は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 14 日に 22 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（22万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成19年12月は24万円、20年1月から同年6月までは26万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 7 月及び同年 8 月は 19 万円、同年 9 月は 17 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 19 万円、同年 12 月は 16 万円、21 年 1 月及び同年 2 月は 17 万円、同年 3 月は 18 万円、同年 4 月は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 15 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎

となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年7月及び同年8月は19万円、同年9月は17万円、同年10月及び同年11月は19万円、同年12月は16万円、21年1月及び同年2月は17万円、同年3月は18万円、同年4月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 9 月から同年 11 月までの期間及び 21 年 1 月は 18 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 17 万円から 19 万円に訂正された

ところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 20 年 9 月から同年 11 月までの期間及び 21 年 1 月は 18 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 20 年 9 月から同年 11 月までの期間、21 年 1 月、同年 3 月及び同年 4 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 20 年 12 月及び 21 年 2 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 21 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 21 年 2 月は 19 万円、同年 4 月は 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成21年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成21年2月は19万円、同年4月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成21年2月及び同年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成21年3月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 2 月は 19 万円、同年 3 月は 20 万円、同年 4 月は 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 2 月は 19 万円、同年 3 月は 20 万円、同年 4 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 12 月及び 21 年 1 月は 19 万円、同年 2 月は 18 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 17 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年12月及び21年1月は19万円、同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 19 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 15 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成19年7月1日から同年10月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成19年7月から同年9月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成19年7月から同年9月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成19年10月1日から20年9月1日までの期間については、上述の賃金台帳において、申立人の申立てどおりの報酬月額が確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額（19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15万円）と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 2 月及び同年 3 月は 20 万円、同年 4 月は 18 万円、同年 5 月は 19 万円、同年 6 月は 18 万円、同年 7 月は 19 万円、同年 8 月は 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 17 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年2月及び同年3月は20万円、同年4月は18万円、同年5月は19万円、同年6月は18万円、同年7月は19万円、同年8月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成19年12月から20年8月までは18万円、同年9月から21年4月までは22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19年12月から20年8月までは15万円、同年9月から21年4月までは20万円とされているが、申立人は、申立期間のうち19年12月1日から21年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を19年12月から20年8月までは18万円、同年9月から21年3月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から21年5月1日まで

A株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成19年12月から20年8月までは15万円、同年9月から21年4月までは20万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が

時効により消滅した後の23年5月30日に19年12月から20年8月までは15万円から18万円に、同年9月から21年4月までは20万円から22万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（平成19年12月から20年8月までは18万円、同年9月から21年4月までは22万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（平成19年12月から20年8月までは15万円、同年9月から21年4月までは20万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成19年12月1日から21年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成19年12月から20年8月までは18万円、同年9月から21年3月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成19年12月から21年3月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成21年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 5 月から同年 7 月までは 18 万円、同年 8 月は 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 14 万 2,000 円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14 万 2,000 円）とな

っている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により平成20年5月から同年7月までは18万円、同年8月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 10 月及び同年 11 月は 20 万円、同年 12 月は 19 万円、21 年 1 月から同年 4 月までは 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 10 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月及び同年11月は20万円、同年12月は19万円、21年1月から同年4月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 21 年 1 月は 19 万円、同年 2 月は 18 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 17 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成21年1月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成21年1月は19万円、同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成21年1月から同年4月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年12月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 1 月及び同年 2 月は 17 万円、同年 3 月は 16 万円、同年 4 月は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 15 万円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 1 月及び同年 2 月は 17 万円、同年 3 月は 16 万円、同年 4 月は 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 3 月及び同年 5 月から同年 7 月までの期間は 24 万円、同年 8 月は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 22 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎

となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年3月1日から同年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年9月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年3月及び同年5月から同年7月までの期間は24万円、同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年3月及び同年5月から同年8月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 1 日から同年 11 月 3 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 18 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 19 年 7 月及び同年 8 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成 19 年 7 月及び同年 8 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 19 年 9 月及び同年 10 月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 3 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 22 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から同年10月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年10月から21年2月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 7 月 16 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 7 月 16 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年2月1日から同年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年7月16日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年2月、同年3月、同年5月及び同年6月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年2月、同年3月、同年5月及び同年6月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 5 月は 18 万円、同年 6 月は 17 万円、同年 7 月は 18 万円、同年 8 月は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 20 年 5 月は 18 万円、同年 6 月は 17 万円、同年 7 月は 18 万円、同年 8 月は 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 14 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 9 月から同年 11 月までは 17 万円、同年 12 月は 16 万円、21 年 1 月から同年 4 月までは 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 14 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 14 万 2,000 円から 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17 万

円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(14万2,000円)となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月から同年11月までは17万円、同年12月は16万円、21年1月から同年4月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 16 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 9 月 16 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 3 月は 18 万円、同年 4 月及び同年 8 月は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 16 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 16 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 16 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年3月1日から同年5月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月16日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年3月は18万円、同年4月及び同年8月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年3月、同年4月及び同年8月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年2月及び同年5月から同年7月までの期間については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 19 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 19 万円から 20 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（19万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年9月1日から21年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年4月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年9月から21年1月までの期間及び同年3月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年9月から21年1月までの期間及び同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成21年2月及び同年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を平成 21 年 3 月は 26 万円、同年 4 月は 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 1 日に 22 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成 21 年 3 月は 26 万円、同年 4 月は 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 18 万円から 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（19 万円）ではなく、

当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年12月1日から21年1月1日までの期間及び同年3月1日から同年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年12月、21年3月及び同年4月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年12月、21年3月及び同年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月から同年11月までの期間、21年1月及び同年2月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 34 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 28 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 20 年 1 月は 30 万円、同年 2 月は 32 万円、同年 3 月、同年 5 月及び同年 6 月は 30 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 28 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 28 万円から 34 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎

となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（34万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（28万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年1月1日から同年4月1日までの期間、同年5月1日から同年9月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年1月から同年3月までの期間及び同年5月から同年8月までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年4月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 36 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 34 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 20 年 10 月 1 日から 21 年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A 株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 34 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 34 万円から 36 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（34 万円）となっている。

しかしながら、A株式会社から提出された賃金台帳により、申立期間のうち平成20年10月1日から21年5月1日までの期間について、訂正前のオンライン記録を上回る報酬月額が支払われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額により、平成20年10月から21年4月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主が申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間のうち平成20年10月から21年4月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成20年9月については、当該賃金台帳により、当該期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年12月15日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについて、申立期間④のうち、4年7月31日から同年10月28日までの期間については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年10月28日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

また、申立期間④のうち平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該あっせんによらず、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定に基づき、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額の記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から同年10月1日まで
② 平成3年10月1日から同年11月30日まで
③ 平成3年11月30日から4年6月1日まで
④ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

厚生労働省の記録では、B株式会社に勤務していた平成3年4月から同年10月までの標準報酬月額が相違しており、同年11月30日から4年6月1日までの被保険者期間が欠落している。

また、B株式会社と実態は同一企業であるA株式会社に勤務していた平成4年7月31日から同年12月1日までの被保険者期間が欠落している。

申立期間①及び②の標準報酬月額と申立期間③及び④の被保険者期間

の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、申立人の雇用保険の被保険者記録からB株式会社及びA株式会社の両社において勤務が認められる上、両社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日後に遡って申立人の両社における資格喪失等の処理がなされており、社会保険事務所（当時）がこのような処理を行う合理的な理由が見当たらないこと、及び複数の同僚が申立人と同様に遡及喪失等の処理がなされていることが認められること等を理由として、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成21年12月15日付けで、総務大臣から社会保険庁長官（当時）宛てに年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、申立期間④のうち、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年7月31日）の処理日より後の4年10月28日から同年12月1日までの期間についても、厚生年金保険法に基づくあっせんが適用されていることが判明した。

これらを総合的に判断すると、平成21年12月15日付けのあっせんは、事実関係を誤認したものであり、申立人のA株式会社に係る厚生年金保険の資格喪失日は、当該遡及処理が行われた4年10月28日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た記録から、22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間④のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、雇用保険記録により、申立人は当該期間において、A株式会社に勤務していたと推認できる。

また、当該期間においてA株式会社での在職が確認できる複数の同僚が、「申立人とは、勤務地が違うので詳細については不明であるが、申立期間について社員は勤務形態及び業務内容等に変更は無かった。」と供述している上、複数の同僚が保管していた給与明細書により、当該期間において従前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できることから、申立人についても同様に給与からの厚生年金保険料の控除が継続していたと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届

け出た平成4年10月の定時決定の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A株式会社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後は適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、同社は申立期間④当時、法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①、②及び③については、新たに提出された関連資料等はない。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。
- 2 申立期間②について、申立人のA所における資格喪失日は、平成7年4月14日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年12月から6年10月までを53万円、同年11月から7年3月までを59万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月1日から5年12月31日まで
② 平成5年12月31日から7年4月14日まで

ねんきん定期便によると、A所に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が8万円となっているが、実際に支払われた給与額と相違しているので当該標準報酬月額を訂正してほしい。

また、平成5年12月31日に同事業所における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した記録となっているが、7年4月13日まで継続して勤務していた。被保険者期間が16か月空白となっているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、当初、申立人の標準報酬月額は、53万円と記録されていたところ、A所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年1月15日）の後の同年5月31日付けで、標準報酬月額が3年7月1日に遡って8万円に引き下げられて

おり、申立人のほか 17 人の同僚についても同様に遡及訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、オンライン記録において、当該事業所の事業主として記録されているものの、複数の同僚が、申立人が「B」として挙げる人物が実質的な経営に係る権限を有していたと供述しており、申立人が当該事業所の経営に係る権限を有していたか否かについて、一人の同僚が「Bのワンマン経営だったので無いはず。」と供述し、申立人が社会保険事務に関与していたか否かについて、ほかの一人の同僚が「申立人は関わっていないと思う。」と供述していることから、遡及訂正の手続について申立人の積極的な関与があったと考え難い。

さらに、複数の同僚が、当該事業所において給与の遅配などがあったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正する処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録において、A所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年1月15日）の後の同年5月31日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を5年12月31日とする処理が行われていることが確認でき、申立人のほか14人の同僚についても同様に資格喪失処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所は前述のとおり、平成7年1月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされているが、前述の複数同僚に係る当該喪失処理前の記録から、少なくとも同年5月31日までは厚生年金保険の適用事業所であったと認められる。

さらに、当該事業所に係る一人の同僚が、申立人について、「自分は平成8年8月に退職したが、申立人は平成6年以降も勤務していた。」と供述し、ほかの一人の同僚（平成6年3月16日被保険者資格喪失）が「少なくとも、自分が退職するまでは在籍していた。」と供述している上、C市D区役所は、申立人の国民健康保険資格取得日及び加入理由について、「平成7年4月14日に『社会保険離脱のため』資格取得となっているとしている。」とし、資格取得をする際に退職日等を確認するか否かについて、「退職証明書か社会保険資格喪失証明書で確認しているはずである。」としていることから、申立人は当該資格取得日の前

日である同年4月13日までA所で勤務していたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、平成7年5月31日付けで行われた資格喪失処理は現実に即したものとは考え難く、申立人について資格喪失日を5年12月31日とする合理的な理由は無いことから、当該資格喪失処理は有効な処理であったとは認められない。したがって、申立人の資格喪失日は、退職日と推認される日の翌日である7年4月14日であると認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、遡及訂正前のオンライン記録から、平成5年12月から6年10月までを53万円、同年11月から7年3月までを59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から52年3月まで
私は、会社を退社した昭和50年12月から再就職するまでの期間である申立期間の国民年金保険料は実家の母が納付してくれた。母の性格から、公の場から届く請求書（納付書）をそのまま放置することは考えられない。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退社した昭和50年12月から再就職するまでの期間である申立期間の国民年金保険料は、その母が納付してくれたとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は既に他界しており、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、A組合の組合員に係る番号が付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間と推認され、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年6月まで
申立期間当時、私は家族で経営するA所でB加工の仕事をしており、申立期間の国民年金については、父が加入手続を行い、兄弟の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと思うが、兄弟は皆、当該期間の保険料が納付済みとなっており、私だけ国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をその兄弟の分と一緒に納付していたとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとするその父は既に他界しており、証言を得ることができず、申立人は直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者手帳記号番号が付番されており、オンライン記録では、申立人は平成10年3月1日に国民年金の資格を取得した記録となっていることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

私は、20歳となった平成7年に国民年金に加入したが、当時、学生だったため、免除申請を行った。7年と8年の保険料は免除されているので、9年の保険料についても免除されていると思っていたが、免除となっていなかった。9年のみ免除申請をしなかったことはないと思うので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、学生だったため、平成7年と8年から引き続き国民年金保険料の免除申請を行ったものであり、9年のみ免除申請をしなかったことはないと思うとしている。しかしながら、申立人は、申立期間に係る国民年金の保険料免除申請に関する記憶が明確でなく、この状況が不明である。

また、申立人のA市の国民年金記録表では、申立期間中の平成9年8月4日、同年10月9日、及び10年1月28日に国民年金推進員が家庭訪問した経過が記載されていることから、申立期間の国民年金保険料が免除されていたものとは考え難い。

さらに、オンライン記録では、平成7年8月31日に同年7月から8年3月までの期間、及び8年4月26日に同年4月から9年3月までの期間についての免除申請を行い免除された記録はあるが、申立期間については免除された記録は無い。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、

平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間における記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、申立人が申立期間について、免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成元年3月まで

申立期間について、私は、平成3年4月に結婚した後、夫が私の国民年金の加入手続きを行い、夫が申立期間の保険料を遡って納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月に結婚した後、その夫が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を遡って納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金保険料を納付したとするその夫は、納付した保険料額は覚えていないとしている上、加入手続きをしたときに3年分の保険料を遡って納付したと申述しているが、過年度納付は2年を限度としていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成3年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人のオンライン記録では、平成元年度の保険料は申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期と推認される3年5月27日に、2年度の保険料は3年7月29日にそれぞれ遡って納付した記録となっていることから、その夫の申述は、このことと混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から56年3月まで

申立期間について、私は大学生であったが、国民年金に未加入の場合は万一事故にあっても障害年金を受給できないと実家の両親が心配し、私が20歳になった昭和52年*月頃に、私の母が私の国民年金の任意加入手続きを行い、大学を卒業する56年3月まで、両親の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和52年*月頃に、その母が申立人の国民年金の任意加入手続きを行い、大学を卒業する56年3月までその母が自身とその父の保険料とともに申立人の国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとするその母は、高齢のため当時の記憶が無いとしており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和62年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年10月までの期間及び11年4月から15年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から同年10月まで
② 平成11年4月から15年9月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。私の母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、平成13年頃までは母が、それ以降は私が納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、平成13年頃まではその母が、それ以降は申立人自らが国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、平成13年頃までの国民年金保険料を納付したとするその母は、納付書の形式や納付場所など覚えておらず、申立人も納付書の形式を覚えておらず、納付場所も申立期間当時は納付場所に指定されていなかったコンビニエンスストア（コンビニエンスストアで保険料が納付できるようになったのは、平成16年2月以降に発行された納付書からである。）で納付したとするなど保険料の納付状況は不明である。

また、その母は、申立期間①の国民年金保険料は、申立人とその妹の保険料をまとめて30万円を納付したとしているが、申立期間①の二人の保険料は23万400円であり、その母の主張する額と相違している上、その母が保険料を納付したとするその妹の保険料は、申立期間は未納となっている。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管

理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金制度が導入されており、申立期間①及び②における記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4647（事案 3165 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 47 年 3 月まで

私たち夫婦が昭和 44 年 8 月に結婚したときに、夫の母から国民年金に加入することを勧められ、同年 9 月頃に夫が A 区役所で私の分と一緒に加入手続をして、二人分の保険料を納付していたはずである。その後、B 市に転居した 47 年 4 月頃に市役所の C 出張所で国民年金手帳を受け取り、それからは私が保険料を納付するようになったと思うが、それまでの保険料納付記録は役所で管理されていると思っていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 8 月に結婚し、同年 9 月頃にその夫が加入手続をして二人分の保険料を納付していたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 47 年 12 月頃に払い出されたと推認され、申立期間のうち 44 年 9 月から 45 年 9 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年 10 月から 47 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人は保険料納付に関与しておらず、夫婦二人分の保険料を納付したとするその夫は既に他界していることから、保険料納付状況は不明である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに際し、新たな証拠を提出しておらず、当委員会において申立人の国民年金手帳記号番号について再度調査をしたものの、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほか

に委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料や事情は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4648 (事案 4227 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から9年3月まで

A市役所(現在は、B市C区役所)から国民年金の加入手続を行うように知らせが来たので、私の父が平成8年6月頃に同市役所に行き窓口で加入手続書類と免除申請書類をもらい、後日同市役所に書類を郵送し手続を行った。申立期間が免除期間になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、A市役所から国民年金の加入手続を行うように知らせが来たので、その父が平成8年6月頃に同市役所に行き窓口で加入手続書類及び免除申請書類を入手し、後日同市役所に書類を郵送し手続を行ったとしているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は9年4月28日に付番されており、その時点では制度上申立期間の保険料について遡って免除申請を行うことはできなかったと考えられる上、申立人が、申立期間について免除申請書を提出したこと及び免除の承認を受けたことを確認できる資料は無く、既に当委員会の決定に基づく23年6月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から、新たな証拠や証言の提示は無く、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から同年10月までの期間及び54年5月から57年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年6月から同年10月まで
② 昭和54年5月から57年9月まで

申立期間①及び②については、会社を退職した後、どちらの場合も国民年金に加入し保険料を納付していたはずである。申立期間①及び②とも、私の妻は国民年金に加入し保険料を納付しており、一緒に私の保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、会社を退職した後、どちらの場合も国民年金に加入し保険料を納付していたはずであると申し立てているが、申立期間①及び②に申立人の分と一緒に保険料を納付したとするその妻は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和60年1月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から51年3月まで

私は、20歳になった昭和46年*月頃A市役所で国民年金に加入した。保険料は、自宅に来た集金人に元夫の分と一緒に納めていた。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年*月頃、A市役所で国民年金に加入し、保険料は自宅に来た集金人に元夫の分と一緒に納めていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、51年5月頃に払い出されたものと推認され、その時点からすると申立期間のうち49年4月から51年3月までの期間は遡って納付可能な期間であるものの、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和51年5月頃）からすると、申立期間のうち46年9月から49年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から平成 8 年 2 月 16 日まで
社会保険事務所（当時）から送られてきた記録では、昭和 60 年 10 月から平成 8 年 1 月までの標準報酬月額が当時の報酬と比べるとかなり低い。同年 2 月に、申立期間の標準報酬月額が遡って大幅に減額されているのはおかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間の標準報酬月額は、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 8 年 2 月 16 日付けで、昭和 60 年 10 月から平成元年 11 月までは 6 万 8,000 円（最低等級）、同年 12 月から 6 年 10 月までは 8 万円（最低等級）、同年 11 月から 8 年 1 月までは 9 万 2,000 円（最低等級）に遡って引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A株式会社に係る閉鎖登記簿謄本から、申立期間及び上記遡及訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、減額訂正処理については、「社会保険料の滞納があった。社会保険事務所から電話で、社会保険料の未払について督促を受けている旨を当時の総務担当者（経理兼任）から聞いた。」と供述している。

さらに、申立人は、減額訂正の届出をした旨も供述していることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に関与していたものと認められる。

加えて、当時の総務担当者は、前述の閉鎖登記簿謄本から役員ではなかったことが確認でき、事業主であった申立人の同意を得ずに無断で当該処

理を行ったとは考え難く、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意及び一切の関与も無しに、無断で当該処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であったことから、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間において最高等級から最低等級に減額訂正した標準報酬月額について、「減額する標準報酬月額を中間の等級に抑え、減額訂正の期間を延ばす等、訂正額の調整を第三者委員会で行うべきである。」旨主張しているが、当委員会は、そのような厚生年金保険の取扱いの是非について調査、審議する組織ではない。

埼玉厚生年金 事案 6516 (事案 629 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 10 月から 4 年 8 月まで
② 平成 15 年 4 月 27 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間①について、日本年金機構の記録では、A株式会社（現在は、B株式会社）における平成 3 年 10 月から 4 年 8 月までの標準報酬月額が 47 万円となっているが、実際の収入から計算すれば 50 万円になるはずだ。3 年の源泉徴収票及び同年の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②について、A株式会社における資格喪失日は平成 15 年 4 月 27 日になっているが、同年 5 月の給与明細書において同年 4 月分の厚生年金保険料が控除されている。資格喪失日を同年 5 月 1 日とし、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人から提出された申立期間①に係る給与明細書の

保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に相当する標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録における標準報酬月額を上回っていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出されたA株式会社の平成 15 年 5 月分の給与明細書により、同年 4 月分に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、事業主から提出された勤務報告書・現場作業員退職届の退職日、雇用保険の離職日及びC組合の脱退日から、申立人の申立期間②に係る資格喪失日は同年 4 月 27 日であり、同年 4 月は申立人の主張する厚生年金保険被保険者期間とならないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 20 日付け年金記録を訂正する必要がないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな証拠及び証言等はないものの、「平成 15 年 4 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されているので、被保険者期間として認めてほしい。」と主張し、再申立てをしている。

しかしながら、申立人は、申立期間②の業務内容及び上司並びに同僚の氏名など、当該期間における勤務の実態を含む全てについて「何も記憶していない。」と供述しているため、申立人の申立期間②における勤務を確認することができない。

一方、事業主は、平成 15 年 4 月 26 日退職と記載された勤務報告書について、「本人が記入し、上司に承認を得る形式であった。」と回答している上、申立人は、その勤務報告書について「自分の書いた報告書である。」と供述している。

さらに、雇用保険の申立人に係る当該事業所における離職票初回交付日は平成 15 年 4 月 28 日と記録され、雇用保険受給資格者証に記載された求職申込年月日は同月 30 日であることが確認できる。

このほか、今回の申立てに際し、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情や、申立人の勤務を確認できる新たな関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人が申立期間②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月31日から5年6月1日まで
② 平成6年4月4日から同年6月1日まで
③ 平成6年8月26日から7年4月1日まで

申立期間①について、平成4年8月31日から株式会社Aに就職し、B区C地にあるD所にE担当として派遣され、退職する6年3月末まで勤務したが、資格取得日が5年6月1日となっている。正しい取得日に訂正してほしい。

申立期間②について、株式会社Aの退職が決まった頃、派遣先であるD所に出入りしていたF員の紹介でアルバイトとしてG所に就職した。平成6年4月1日に面接を受け、同月4日から勤務し始めた。ところが資格取得日は同年6月1日となっている。正しい取得日に訂正してほしい。

申立期間③について、G所でのアルバイトは、平成7年3月末まで勤務したので資格喪失日は同年4月1日のはずだが、日本年金機構の記録では、6年8月26日となっている。正しい喪失日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Aの同僚の供述及び申立人から提出された手帳の記録により、当該期間において、申立人が、同事業所からD所に派遣され勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は「当時の資料は既に廃棄済のため、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったかどうかは不明。法律どおりに社会保険に加入させていたはずだが、本人希望で加入させていなかったことも考えられる。」と供述しているところ、申立人が氏名を記憶し

ている同僚を含む 26 人に照会し、5 人から回答があったが、2 人は、「一定期間経過後に社会保険に加入できた。」と供述し、そのうちの 1 人は「会社からその旨説明があった。」と供述している。

また、申立人の申立期間①に係る雇用保険の資格取得日は平成 5 年 6 月 1 日と記録されていることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された手帳の記録により、当該期間において、申立人が、G 所に勤務していたことがわかる。

しかしながら、当該事業所が適用事業所となったのは、平成 6 年 6 月 1 日であり、申立期間②は適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、G 所を継承する H 株式会社では、「申立人の健康保険厚生年金保険資格取得確認通知書により、申立てどおりの取得の届出を行っていないことが分かったが、その理由については、関係書類が無いため不明であり、保険料の納付についても不明である。」と回答しているところ、複数の同僚は「アルバイトは本人希望で社会保険に加入できた。」と供述している。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険資格取得確認通知書とオンライン記録の資格取得日が一致していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録及び G 所の同僚の供述により、当該期間において、申立人が、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は「申立人の健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書により、申立てどおりの喪失の届出を行っていないことが分かったが、その理由については、関係書類が無いため不明であり、保険料の納付についても不明である。」と回答しているところ、複数の同僚は「アルバイトは本人希望で社会保険に加入できた。」と供述している。

また、申立人の健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書とオンライン記録の資格喪失日が一致していることが確認できる。

- 4 また、申立人の夫が加入していた I 組合では、申立期間①、②及び③を含む「平成 4 年 1 月 9 日から 8 年 4 月 3 日までの期間において、申立人は、配偶者の被扶養者であったと認められる。」と回答しており、同組合から提出された夫の組合員原票により、申立人が当該期間において、申立人の夫の被扶養者であったことが確認できる上、オンライン記録により、当該期間において、申立人は国民年金の第 3 号被保険者であり、保険料も納付済み扱いであることが確認できる。

5 さらに、申立人は「全ての申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたのかも覚えていない。金額も分からない。」と供述している上、その事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月1日から4年8月1日まで
② 平成6年11月1日から7年8月1日まで
③ 平成17年9月1日から21年4月1日まで

年金記録を確認したところ、A所に勤務した期間のうち申立期間①、②及び③の標準報酬月額が相違していることが分かった。平成2年4月に、業務提携を予定していた事業所にB役職待遇として出向したので、各申立期間についてもB役職としての給与に見合う標準報酬月額（上限額）のはずである。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A所に係る申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、事業主は、「一定の期間を経過した資料は廃棄処分をしているが、提出した資料のとおり、届出及び保険料の控除に誤りは無いと考えている。」と回答している上、回答のあった複数の同僚は、「報酬月額等の届出について事業所は正しい届出を行っていると思う。」と回答している。

また、A所が加入している厚生年金基金（現在は、企業年金基金）及び健康保険組合の標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間①及び②については、事業主から提出のあった源泉徴収票に記載された社会保険料額が、オンライン記録の標準報酬月額から計算した健康保険、介護保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ等しくなることから、当該申立期間の申立人の給与からオンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されて

いたことが推認できるとともに、申立期間③については、事業主提出の給与明細により、申立人の給与からオンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、当該事業所における申立人の標準報酬月額と同僚（ほぼ同時期入社の同年代の者）14人の標準報酬月額の推移を比較したが、申立人のみ特に低額であるとは認められない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 5 日まで
中学校卒業後の昭和 33 年 4 月にA株式会社に入社し継続して勤務していたにもかかわらず、33 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 5 日までの記録が確認できないため、当該期間を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市立C中学校から提出を受けた卒業証書授与台帳には、申立人と同姓同名で、保護者の氏名が一致した記録が確認でき、当該人物の進路先欄には、「A」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の元同僚は、「私自身も入社から厚生年金保険に加入するまで 11 か月の誤差がある。当時、社会保険制度に国民はそれほど関心も無く、中小企業に入社と同時に年金に加入するものだという意識は、従業員にはなかった。」と供述している上、A株式会社D部の当時の責任者は、「昭和 30 年代は商店から会社組織に変わる時であり、従業員は 200 人くらい、一日の労働時間は 12 時間、E担当は 1 日 2 交代で、労務管理が行き届かない時期だった。社会保険については、申立人の申立期間の頃は見習期間があったと思う。自分自身も社会保険に加入したのは、入社後 1 年以上たってからだった。」と供述している。

また、A株式会社で厚生年金保険の記録が確認できる複数の元同僚に照会したところ、入社日と厚生年金保険の加入日が相違していると回答した元同僚が 17 人確認できることから、同社での入社後の厚生年金保険の加入についての取扱いは一律ではなかったことがうかがえる。

さらに、A株式会社は昭和 39 年 4 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所

ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、前記同僚照会から申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月頃から平成元年3月頃まで

A所(現在は、B所)に採用され、最初はC所(現在は、D所)で産休に入る事務職員の代わりの臨時の職員として勤務した。

産休明けの職員が戻った時に一旦退職したが、その後すぐにE市のF所で臨時職員として1年ほど勤務し、引き続いて同市のG所に勤務したので、全部で3年くらい勤務していたはずなのに、厚生年金保険の記録では、平成元年4月19日から3年3月31日までの期間しか被保険者期間になっていない。

最初に勤務したC所の期間が、記録から抜けていると思うので、調査して、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B所が保存している申立人の履歴書によると、昭和62年6月1日から63年10月31日まで有限会社Hに勤務していたが、同年11月1日から平成元年4月までは「在家庭」と記載されていることから、当該期間は勤務していなかったと確認できる。

また、B所保存の臨時的任用発令伺及び社会保険調書により、申立人のC所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成元年4月19日、資格喪失日は同年10月1日と確認でき、オンライン記録における申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日の記録と一致している上、D所が保存しているC所の沿革誌における職員の就任及び転退任の記録、及び同所職員の供述により、申立人が当該事業所に勤務した期間は、元年4月19日から同年9月30日までの期間と確認できる。

さらに、申立期間における申立人の健康保険について、I組合の回答に

よると、申立人は、その夫の被扶養者であったと確認できる上、雇用保険における被保険者加入記録によると、申立人は、昭和62年4月1日から63年10月31日までの間、有限会社Hに勤務していたと認められる。

加えて、申立人は、上述のHについて、「当時、Hは厚生年金保険に加入していなかった。同僚と私たちは第3号被保険者だと話をしたことがある。」と申述しているところ、オンライン記録において、Hの適用事業所記録は見当たらず、当該事業所は厚生年金保険に加入していなかったと認められる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 26 万円から 28 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26 万円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A株式会社から提出された申立期間の賃金台帳において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 20 万円から 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20 万円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A株式会社から提出された申立期間の賃金台帳において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 1 月 16 日まで

A株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 31 日に 20 万円から 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20 万円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A株式会社から提出された申立期間の賃金台帳において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

A株式会社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 38 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 5 月 30 日に 38 万円から 41 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（41 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（38 万円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A株式会社から提出された申立期間の賃金台帳において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

埼玉厚生年金 事案 6641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 25 日から 60 年 5 月 1 日まで
昭和 52 年 4 月に有限会社Aを設立すると同時に、従業員が5人以上いたので、厚生年金保険や雇用保険に加入した。年金記録を確認したところ、60 年 4 月までの厚生年金保険被保険者記録が無かったが、この間、健康保険証が無かったとは考え難く、記録が無いことには納得がいかない。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び商業登記簿謄本等により、申立人は、有限会社Aの事業主及び代表取締役であることが確認できるところ、申立人は、昭和 52 年 4 月に同社を設立すると同時に、厚生年金保険や雇用保険に加入したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 60 年 5 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人が、社会保険の加入について助言を受けたとするB所は、「昭和 52 年 4 月から平成 6 年 5 月まで有限会社Aの顧問をしていた。」、「同社が厚生年金保険に加入したのは 60 年 5 月であり、同月より前の期間については、雇用保険及び労働者災害補償保険にのみ加入していた。」と回答している。

さらに、C市の国民年金被保険者収滞納一覧表等によると、有限会社A設立当初からの元取締役の一人は、昭和 45 年 7 月から 60 年 4 月まで国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるほか、58 年 9 月に同社で雇用保険の被保険者資格を取得している元従業員は、同月から 60 年 4 月まで国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月25日から27年5月1日まで

昭和24年から29年までA団体に継続して勤務していたが、年金記録を確認したところ、25年6月25日から27年5月1日までの期間については厚生年金保険被保険者記録が無かった。当該期間も同じ勤務地で同じ業務を担当し、給与も同じ状態で支給されていた。

記録ではB団体及びC団体の被保険者となっているが、当時は自分がそのような事業所で被保険者資格を取得していたことは知らなかった。申立期間も別の事業所で加入しているのではないかと思うので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A団体に継続して勤務していたと申し立てているが、オンライン記録によると、昭和25年6月25日にB団体において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、27年5月1日にC団体において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同記録では申立人のほかに申立人と同じ25年6月25日にB団体で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者が8人確認でき、そのうち5人は同団体で資格を喪失した後の被保険者記録が確認できず、1人は申立人と同様に、同団体で資格を喪失してから、次の事業所で資格を再取得するまでに空白期間が生じていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA団体における唯一の同僚も、申立人と同様に、B団体で資格を喪失した後、C団体で資格を再取得するまでに空白期間が生じており、同団体に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚が同所で資格を再取得した際の整理番号は、申

立人と連番となっている。

さらに、オンライン記録によると、B団体に被保険者記録がある54人のうち、同団体に資格を喪失した後、いずれかの団体に資格を再取得している者が36人確認できることから、これらの者が資格を再取得している5事業所及び申立人が勤務していたとするD町周辺の4事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、いずれの名簿においても、申立期間に申立人の氏名は無い。

加えて、申立人のB団体及びC団体における厚生年金保険被保険者手帳記号番号に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳に記載された被保険者資格取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致している。

また、申立人のほかにB団体に被保険者記録がある者は、いずれも所在が不明であるか、既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態や保険料控除等について照会をすることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで
② 昭和 49 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、昭和 44 年 11 月から 48 年 9 月までの期間の標準報酬月額が 6 万円になっているが、当時の給与は標準報酬月額表で最高等級に相当する金額を受け取っていたはずなので納得がいかない。

また、昭和 49 年 6 月 1 日に、標準報酬月額が 20 万円から 11 万 8,000 円に下がっているが、当時、給与が下がった覚えは無いので納得がいかない。両申立期間における標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は 6 万円になっているが、申立人は、申立期間①のうち、昭和 44 年 11 月 1 日から 46 年 11 月 1 日までの期間は 10 万円、46 年 11 月 1 日から 48 年 10 月 1 日までの期間は 13 万 4,000 円の当時最高等級の標準報酬月額に見合う報酬月額であったと主張している。

また、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、昭和 49 年 6 月 1 日付けの随時改定により、20 万円から 11 万 8,000 円に減額されているが、申立人は、当時の勤務状況からみても標準報酬月額が下がるとは考えられないと主張している。

2 しかしながら、株式会社Aの事業主は、申立期間①及び②に係る賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の申立期間①及び②に係る報酬月額、厚生年金保険料の控除額については不明であるとしている。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②について、当時の申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月から 50 年 3 月まで
有限会社Aに昭和 47 年 12 月に入社し、50 年 3 月までの期間、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が確認できないので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「前職の管理職の紹介で昭和 47 年 12 月頃から有限会社A（本社：B区C地）のD区E地の店舗に勤務し、50 年 3 月頃に退職した。」としており、同社が発行した 48 年分源泉徴収票を保管している上、事業主も申立人を記憶していることから、申立人は申立期間の頃、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、F地A区及びD区において厚生年金保険の適用事業所として「有限会社A」は確認できない上、同社に確認したところ、「厚生年金保険の適用事業所になったことはない。申立人が保管する源泉徴収票は自社が発行したものであるが、従業員は厚生年金保険を含む社会保険には加入させておらず、厚生年金保険料の控除及び納付をしたことは無い。」と供述しており、事業主及びその家族は厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

また、雇用保険の記録においても、有限会社Aに係る申立人の加入記録は確認できない。

さらに、申立期間当時、有限会社Aのような業種は、制度上、厚生年金保険の非適用業種となっており、厚生年金保険の強制適用事業所ではないと認められる上、事業主が当該期間に任意適用事業所となるための申請を行ったことをうかがえる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 7 月 31 日まで

A株式会社(現在は、B株式会社)C工場に勤務していた昭和40年10月から41年7月までの標準報酬月額が、その前月以前より3,000円下がり3万円となっている。私(申立人の妻)や妹の夫(申立人の義弟)も同社に他部署ではあるが勤務していて、標準報酬月額は順調に上がっているのに、夫だけ下がるのは誤りであると思われる。昭和40年4月にD課からE課へ異動し、出張等もあり忙しくやりがいのあった時期であった。また41年は特に忙しく徹夜も度々あったように記憶している。3万円から3万9,000円に等級が急に上がるのも不自然であり、3万円ではなく3万6,000円の間違いではないかと思われる。当時の給料に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について主張をしているが、B株式会社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、当該期間の報酬額及び保険料控除額について確認することができない。

また、B株式会社の事業主は、「昭和40年頃は売上げ及び経常利益等が下がっており、申立人の在籍していた職場においても生産減になっていた可能性がある。当時の同僚数人に確認したところ、詳細については分か

らなかったものの、生産減により交代勤務手当が3,000円から5,000円程度の変動もあったそうだ。」と供述している上、当時の同僚も申立期間当時の標準報酬月額について「昭和40年10月から41年7月まで減額しており、この年は不況で残業が無かったものと思う。」としている。

さらに、申立人を含むA株式会社C工場の複数の従業員について、申立期間及びその前後の期間の標準報酬月額を確認したところ、昭和40年10月の定時決定において直前の標準報酬月額の等級より下がった者が26人いるが、全員が41年8月の随時改定において2等級以上の昇給が認められる。

加えて、A株式会社C工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡及訂正等の不合理な処理の形跡は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 3 月 頃 から 同 年 10 月 頃 まで
② 平成 3 年 11 月 頃 から 4 年 3 月 20 日 まで

株式会社A（B区）に平成3年3月頃中途入社し、申立期間①は営業として勤務していたが、厚生年金保険加入記録によると、厚生年金保険に未加入になっている。

また、C地にあるD所の紹介で、E株式会社に就職し、申立期間②はF地内のG店でH員として勤務していたが、厚生年金保険加入記録によると、厚生年金保険は未加入になっている。いずれも調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の株式会社Aで申立人が記憶している上司及び同僚は「期間は特定できないが、申立期間頃に申立人は同事業所に勤務していた。」と供述しているものの、同事業所は厚生年金保険の適用事業所としての登録は無い。

また、同事業所の総務担当者は「グループ会社のI社が適用事業所となっていたため、株式会社Aの社員の厚生年金保険被保険者資格の取得喪失をI社の社員として行っている。」と供述しているが、同社のオンライン記録（被保険者縦覧回答票）において平成3年3月1日から同年11月1日までに資格取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず欠番も無い。

さらに、同事業所には申立期間に係る賃金台帳等の資料は無く、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことを確認でき

る資料は無い。

- 2 申立期間②について、申立人がD所の紹介でE株式会社の社員となり、JのK店で勤務していたことは、同店に勤務していた同僚の供述からうかがえるものの、E株式会社本社給与担当事務員は「D所から紹介され採用された販売員のうち、企業からの手取り額を減らしたくないため採用後数か月は社会保険の加入を本人の意思で見合わせる人がいた。当時は本人たちの希望で加入手続を行っていた。試用期間もあったが、加入希望者には社会保険加入申請書を提出させて手続をしていた。」と供述し、D所からの紹介で入社した複数の同僚も自身が記憶している入社日から2か月から3か月後に資格を取得していることから、申立人においても同様の手続がなされていたと推認できる。

また、申立人は平成4年3月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、同事業所のオンライン記録（被保険者縦覧回答票）において3年11月1日から4年3月19日までに資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず欠番も無い。

さらに、申立人の同事業所での雇用保険被保険者資格取得日は平成4年3月20日となっている。

加えて、申立期間②の事業所は商業登記簿上存続しているが、事業主とも連絡が取れないため申立人の在籍期間及び保険料控除は確認できず、申立人も申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことを確認できる資料は無い。

- 3 このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 58 年 4 月まで

A株式会社(B市)に昭和 51 年頃入社し、申立期間はCの製造及び営業として勤務していた。昭和 54 年頃に同事業所が社会保険に加入したと聞いたが、厚生年金保険の加入記録によると、申立期間は未加入になっている。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたと申し立てており、雇用保険記録及び昭和 50 年 5 月 30 日から同社と同一の場所にあった株式会社Dの代表取締役である事業主の供述により、申立期間において、A株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間においてA株式会社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、前述の事業主は、「申立期間において、A株式会社は社会保険に加入せず、保険料を支払わない分給料を上乗せしていたようだ。」と供述している。

さらに、A株式会社の事業主は国民年金保険料を昭和 50 年 4 月から 58 年 12 月まで納付していることが確認でき、申立人も 51 年 4 月から平成 18 年 12 月まで国民年金保険料を納付している上、同事業主は 10 年に死亡しており、申立期間に係る事業所の賃金台帳等の資料は無く、申立人が記憶する 3 人の同僚からは供述が得られないことから、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

加えて、申立期間当時に株式会社Dの厚生年金保険被保険者期間のある複数の者にも照会したが、「申立人はA株式会社の社員であった。」

との供述はあるものの正確な在籍期間及び保険料控除の事実についての供述を得ることができない上、上述の申立人のA株式会社での雇用保険被保険者期間は昭和52年4月1日から57年6月25日までとなっている。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 26 日から 45 年 1 月 7 日まで
② 昭和 52 年 6 月 21 日から 54 年 4 月 11 日まで
年金事務所の記録では、株式会社 A（後に、株式会社 B に名称変更）に C 担当の正社員で継続して勤務していたのに申立期間①の記録が無く、また、株式会社 D でも C 担当の正社員で継続して勤務していたのに申立期間②の記録が無いことが分かった。両社とも中途退社の覚えは無く、申立期間②は、国民年金に加入している。調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社 B の後継事業所である株式会社 E の事業主は、「株式会社 B は平成 11 年 * 月 * 日に元事業主（実父）死亡により解散しており、当時の関係資料等は一切無く、申立期間については、申立てどおりの届出を行ったかは全て不明。」と回答している。

また、株式会社 B の元事業主は、平成 10 年 * 月 * 日に既に亡くなっており、当時の勤務実態等について供述を得ることはできない。

なお、当時の同僚 4 人に照会したところ、このうち 2 人は、「勤務していたと思われるが、保険料控除については不明。」、ほかの 2 人のうち 1 人は、「申立人は記憶にあるが、期間及び保険料控除は不明。」、1 人は、「申立人のことは記憶に無い。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿に、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、前後の期間の厚生年金保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、当時の株式会社Dの事業主は、「申立期間については、申立てどおりの届出を行ったか、また、保険料を納付したかは不明。」と回答している。

また、当時の同僚 11 人に照会したところ、7 人から回答があり、1 人は、申立期間に勤務していたとしているが、ほかの 6 人は、申立期間については、社員の出入りも多く、申立人の勤務実態、保険料控除については不明としていることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態等について、確認することができない上、申立人と同日（昭和 52 年 6 月 21 日）に資格を喪失した 3 人（申立人を除く）のうち 2 人は、申立人と同様に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿に、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、前後の期間の健康保険証の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人の両申立期間を含む当該事業所に雇用保険の被保険者記録は無く、また、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。